

令和6年9月3日から
令和6年9月4日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和6年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月3日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	8
厚生文教委員会所管事務調査報告	9
一般質問	11
櫻井一隆君	11
類瀬光信君	14
渡邊定之君	28
齊藤昇一君	34
長尾式宮君	36
鴻池智子君	39
黒沼俊幸君	43
鈴木裕美君	47
議案第45号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	51
議案第46号 損害賠償の額の決定について	52
議案第47号 工事請負契約の締結について	54
議案第48号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について	55
議案第49号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	56

第2号(9月4日)

議案第50号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第51号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第52号 令和6年度標茶町一般会計補正予算	68
議案第53号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算について	69
議案第54号 令和6年度標茶町病院事業会計補正予算	70
認定第1号 令和5年度標茶町一般会計決算認定について	72
認定第2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	72
認定第3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	72

認定第 4号	令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	72
認定第 5号	令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	72
認定第 6号	令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	72
認定第 7号	令和5年度標茶町病院事業会計決算認定について	72
認定第 8号	令和5年度標茶町上水道事業会計決算認定について	72
議案第55号	教育委員会委員の任命について	72
意見書案第8号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実 ・強化を求める意見書	73
意見書案第9号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	74
意見書案第10号	新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める 意見書	75
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	75
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	75
閉会中継続調査の申し出について	(広報委員会)	75
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	75
議員派遣について		76
閉議の宣告		77
閉会の宣告		77

令和6年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第45号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 8 議案第46号 損害賠償の額の決定について
- 第 9 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第48号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について
- 第11 議案第49号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一 隆 君 (早退午前11時53分) |
| 3番 本多 耕 平 君 | 4番 鈴木 裕 美 君 |
| 5番 鴻池 智 子 君 | 6番 齊藤 昇 一 君 |
| 7番 黒沼 俊 幸 君 | 8番 長尾 式 宮 君 |
| 9番 松下 哲 也 君 | 10番 渡邊 定 之 君 |
| 11番 類瀬 光 信 君 | 12番 菊地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|----------|
| 町 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |
| 総 務 課 長 | 長野 大介 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 齊藤 正行 君 |
| 税 務 課 長 | 石黒 敬一郎 君 |
| 管 理 課 長 | 山崎 浩樹 君 |

農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから、令和6年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
3番・本多君、 4番・鈴木君、 5番・鴻池君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月4日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、9月4日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

1点目は地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

報告する案件は、工事請負契約の変更です。

令和5年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております「標茶中茶安別線道路改良舗装工事」について、契約金額が変更になったものです。

令和6年第1回臨時会において報告いたしました設計変更の契約金額1億4,796万1,000円を8万8,000円増額し、1億4,804万9,000円となりました。

変更の理由につきましては、排水構造物工の雨水柵の変更及び構造物撤去工の概数確定を行ったものであります。

2点目は、大雨による本町の災害対応についてであります。

去る8月31日、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、本町の災害対応についてご報告いたします。

標茶町での24時間の降水量は104ミリを観測しました。また、一時間降水量は55ミリと1976年の統計開始以来、観測史上最大を更新する記録的な降水量でありました。

この大雨の影響での被害状況につきましては、9月2日時点での牛舎等農業関連施設への浸水被害が11件、私道や取付け道路等の被害が14件報告されております。

町道等の被害状況ですが、91路線で被害を受け、そのうち道路通行止めが13路線となっております。一部路線を除いて、未だに復旧作業を行っており通行止めが続いている状況でございます。また、道道クチョロ原野塘路線が道路冠水の恐れがあることから、8月31日午前11時50分から翌9月1日午前7時までの間、通行止めとなりました。

警戒体制等につきましては、8月31日午前11時36分に大雨洪水警報が発令されたため、午後12時に災害対策本部を設置し、その後の大雨の状況に備えて、本部員と情報共有を図り事前の防災体制を整えるとともに、道路パトロールや河川巡視などの減災対策を実施しました。

下オソベツ樋門水位観測所において、鉏路川本流からシロンド排水路に逆流し、近隣の農家に浸水の恐れがあることから、午前11時34分鉏路開発建設部に対し、ポンプ車の派遣を依頼し、内水氾濫対策を図ったところでした。スガワラ川においても危険水位と判断し、土のう設置等の対応を行ったところでした。

今回の災害対応での教訓をさらなる減災、防災対策の充実に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

3点目は、9月1日防災週間に合わせ実施しました、令和6年度標茶町総合防災訓練についてご報告いたします。

本年度の標茶町総合防災訓練は、災害発生時における家庭、地域、行政の役割を再確認し、住民の防災意識のさらなる向上を図ること目的に実施いたしました。

第1部では、市街地の各町内会において自主避難訓練を実施いたしました。防災サイレン及び戸別受信機を活用し地震発生の場合、要支援者の安否確認や、避難支援等が行われ、災害時の役割や行動の確認を行いました。

第2部では、防災技術の向上を目的とした関係機関の訓練を実施しました。標茶消防団

員による浸水危険箇所への土のう積み訓練、標茶消防署による水防ポンプでの排水作業訓練を行いました。

第3部では、避難所設置運営訓練としてトレーニングセンターにおいて、ご参加いただきました町民の皆様に参加の設置訓練を体験いただいたほか、備蓄品の紹介と標茶消防署によるAEDを活用した救命訓練を行いました。

また、トレーニングセンター前庭では北海道電力ネットワーク株式会社様のご協力をいただき、高所作業車、電気自動車の展示をいただき、災害時での活用方法等のPRをしていただきました。

防災訓練の参加人数は総数で200名となり、防災力向上のための充実した訓練を行うことができました。ご参加いただきました多くの皆様、訓練にご協力いただきました関係機関の皆様へ感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和6年第3回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告いたしておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、「塘路小学校の休校措置」について報告いたします。

塘路地域における学校の在り方については、令和4年度より塘路振興会及び塘路小中学校PTAにおいて、ご協議をいただいております。塘路中学校については、令和5年度より休校措置をとっておりましたが、このたび、塘路小学校の在り方について、地域の考えがまとまった旨のご報告をいただき、令和6年度をもって塘路小学校の休校を決断した旨の正式通知を去る8月1日に受領しました。これを受け、令和7年度以降、塘路小学校の休校措置を取ることに決定したものです。

なお、小中学校の閉校や学校再開については、塘路振興会と十分協議を行い判断していきたいと考えておりますので、あわせてご報告させていただきます。

2点目は、「児童生徒のいじめに関する状況調査」についてであります。

町教育委員会といたしましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見、早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度第1回の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までにいやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約13.3%（39名）、中学生では約7.3%（13名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「冷やかしかからかい、悪口」が小・中学校ともに最も多い状況です。

「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した小学生が約8.8%（22名）、中

学生が約17.3%（31名）となっており、家族や教師、友人、相談窓口など自分に合った相談方法で困ったらいつでも相談できることを繰り返し周知するとともに、各校でのSOSの出し方指導を充実してまいります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小学校で約83.6%、中学校で約89.4%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解が深まっておりますが、「そう思わない」、「わからない」と回答した児童生徒について、いじめの問題への正しい認識を持たせる指導も大切であると捉えております。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て指導の対象としており、積極的にいじめを認知し、対応しています。また、調査結果を全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

今年度も町内の各小中学校では、「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる活動を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

3点目は、令和7年度から使用する中学校用教科用図書の採択結果についてであります。教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年5月10日に管内5町1村の教育委員会で構成する「第1回第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催いたしました。

協議会には、調査委員会を設け専門的な調査研究を行わせ、その調査結果の報告を踏まえて教科用図書に関する地区内の実態などに応じて一種類を採択する協議を行い、8月21日開催の第3回協議会において採択の決定がなされ、8月30日開催の第8回定例教育委員会の会議において採択結果の報告をいたしました。

なお、採択された中学校用教科用図書は国語、書写、社会、理科、道徳の発行者が「教育出版株式会社」、数学、外国語、技術家庭については「東京書籍株式会社」、保健体育については「株式会社学研」、音楽については「株式会社教育芸術社」、美術については「日本文教出版株式会社」、地図については「株式会社帝国書院」となっております。

4点目は、「第35回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。

本事業は、実行委員会が主体となり、12団体の協力により7月28日駒ヶ丘公園にて開催されました。あいにくの小雨混じりの天候でしたが、多くの子どもたちや親子連れが訪れ、乗馬や軽スポーツ、ミニ消防車への試乗などの体験イベントを楽しんだり、無料コーナーでの体験イベントを楽しんだり、無料コーナーでの食品提供や自作コーナーなど、未来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

5点目は、児童生徒が全道、全国大会において好成績を収めましたので、ご報告いたします。

塘路小学校6年坂本凌冴さん、標茶小学校6年武山心太さんが、6月9日に千歳市で開

催された「第33回北整北海道少年柔道大会」に、団体戦釧路選抜に選考され出場し、見事優勝を収めました。

7月29日から31日に帯広市で開催された「令和6年度北海道中学校体育大会柔道大会」、「個人戦男子50キログラム級」に、標茶中学校2年吉田剛さん、「個人戦女子44キログラム級」に標茶中学校2年石川結梨さんが出場いたしました。両名とも第3位と健闘しました。

8月5日、8月7日、札幌市で開催された「毎日ピアノコンクール」、「連弾の部（B部門）」に、磯分内小学校3年小林桜慶さん、標茶中学校1年小林華穂さんが出場し、ともに優秀賞に入賞いたしました。

8月17日から18日に東京都で開催された「第64回空手道糸東会全国選手権大会」、「小学3年男子個人型」に中茶安別小学校3年平野琉輝さん、「小学校4年男子個人型及び組手」に中茶安別小学校4年長坂峻平さん、「小学6年男子個人型及び組手」に、中茶安別小学校6年長坂和都さん、平野優惺さん、「中学1年女子個人型及び組手」に中茶安別小学校6年長坂茉莉さんが出場し、平野琉輝さんが個人型の部でベスト16に入る健闘をしました。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 教育長に伺いますが、塘路が来年度から休校に入るとのことですが、現在来年度卒業しないで在学中の子がいらっしゃると思うのですが、その子たちは標茶にくるのか中茶安別に来るのかということをお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

今2家庭4名の児童が在籍しておりますが、1家庭については、行き先が個人の考えで決定しております。標茶小学校に進学を予定しております。もう1家庭は、今現在、考慮中ということでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、標茶町における地域おこし協力隊の現状と課題について。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、場所、令和6年5月14日標茶町役場議員室、令和6年6月20日標茶町役場議員室、令和6年8月21日弟子屈町役場、屈斜路カルデラワイナリー、標茶町役場議員室。

調査事項、標茶町における地域おこし協力隊の現状と課題について。出席者、説明員参考人に関しては、記載の通りでございます。

調査の経過及び内容、地方では、人口減少、少子高齢化が著しく、人材の確保が課題となっております。一方、都市生活者の地方移住のニーズの高まりもあり、平成21年より要綱の整備がなされ、一定期間、地方自治体受け入れのもと、地域支援を通じ定住を促進する「地域おこし協力隊」が制度化されました。

標茶町では、平成29年7月より地域おこし協力隊の受け入れをはじめ、現在では7名の地域おこし協力隊員が企画財政課、観光商工課、育成牧場、管理課に籍を置き活躍しております。隊員の役割としては、標茶町ホースタウンプロジェクトに準ずる業務、標茶町の観光を推進するための観光協会支援、綿羊事業の推進、町営バスの運行、維持に携わってもらっています。また、地域おこし協力隊OBによる現役隊員へのサポート事業も行われております。

令和6年8月にオープンした弟子屈ワイナリーを視察した際、弟子屈町の地域おこし協力隊が携わり、試行錯誤しながらも行政と隊員・地域住民がともに事業を進めていく姿はとても参考になりました。

委員会の所見

現在標茶町では、7名の地域おこし協力隊員が活躍しているが、主に観光事業に準じた内容である。それぞれが得意分野や新たな挑戦をし、能力を発揮していただいております。受け入れる側としては、1人でも多く標茶町に定住することを希望しておりますが、最長3年間と限られた時間の中で各隊員が思い描いている希望が、標茶町で実現することを切

に願っております。

他町の調査でも感じたことではありますが、各隊員が進める事業において、隊員・行政・関係団体・民間の積極的なコミュニケーションが重要であります。日々業務に追われる隊員は、知らない土地で時として、孤独・孤立感を感じてしまうこともあると想像しております。各隊員が思い描いている希望を標茶町で実現するためには行政との綿密な相談の上、業務の質の向上を図り、地域住民との積極的な交流のもと、各隊員の生活の基盤が標茶町にできるよう推し進める必要があります。

課題としては、各隊員は広報紙等を媒体として活動の情報発信をしておりますが、なかなか活動が知れ渡っているとは言いがたい部分もあります。町民側からも隊員の活動に関心を持ってもらえるような取り組み、例として町民との交流会も必要であると考えております。

また、標茶町として、地域おこし協力隊員を招き入れるにあたって、スポット的な行政側のニーズだけでなく、標茶町の特色を最大限に生かせるよう中・長期的な視野を織り交ぜたまちづくりを進めるための議論の場も必要であります。

行政、地域おこし協力隊員、町民間わずより良いまちづくりを通じ、共に成長していく姿勢が必要であります。

以上で、総務経済委員会報告を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会委員長、櫻井一隆。厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告を申し上げます。

調査事項、標茶町クリーンセンターの現状と課題についてでございます。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

調査日時、令和6年7月29日午前10時から、調査場所、標茶町クリーンセンター、標茶町役場議員室。

出席者、委員、説明者につきましては、お手元に配布の通りでございます。

調査事項は、先ほど言いました標茶町クリーンセンターの現状と課題についてであります。

調査の経過と内容、はじめにクリーンセンター尚師英男所長より、施設の案内と説明がありました。施設の視察は、ごみ焼却棟、浸出水処理棟、浸出水調整池、埋立処分地、リサイクルセンター、ストックヤード、余熱利用設備、管理棟などであります。尚師所長は、1 ごみの適正処理と施設の安定稼働、2 資源循環型社会の形成、3 環境保全に万全を期した施設を軸とした説明を行われました。

本町が単独で廃棄物処理クリーンセンターを運営していることについて、メリットとして産廃の負担軽減、シカ残渣の処理(年間12トン)など町民のサービスとなっております。ただ、金額面では釧路広域連合清掃工場に加入している他の市町村よりも負担増になっていることでもあります。

現在行っているD型ハウスでの分別作業の労働環境では、窓を2か所設置し、風通しが良くなったと改善されており、また、冬季間は暖房機を使うなど改善しております。

委員会の所見でございます。

ごみ焼却棟、埋め立て処分地等の長寿命化や環境保全のためにも、ごみの分別やごみの量を少なくするための運動をもっと進めるべきであります。また、町助成の生ごみ処理機器をもっと活かすべきであり、さらなる周知が必要と思われまます。

紙おむつ、パット等は可燃ごみとして無料で回収されていますが、これからも家庭や施設等から、さらに多く排出されると想定されます。今後は処理方法についても、検討していくべきと考えます。

資源、ストックヤードの分別作業の労働環境については、窓を2か所開けたり、冬季間は暖房機を使うなど改善しつつあるが、粉じん等により健康面での心配があります。屋根にベンチレーターなどの換気装置を講ずる等、更なる労働環境の改善を考えるべきであります。

廃棄物を炭化させて有効利用する技術が確立されております。炭化の対象は、廃材、廃車、廃家電、廃プラ、漁網・漁具、下水汚泥、貝殻など広範囲にわたっております。炭化により得られる炭素は、漁礁、土壌改良剤、融雪剤、建築資材、環境資材、電気自動車部品などに利用されており、確固たる需要があります。有用な資源を産生する産業の創出と、焼却炉の長寿命化の観点から研究すべきと考えるところであります。

SDGsに基づき、ごみに関する町民講座・研修を行ってはいかがと考えるべきであります。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、通告者1番・深見君の一般質問は取り下げの申し出がございましたので、これを許可し、取り下げをいたします。

2番・櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 2番、櫻井一隆です。

質問の内容ですが、課題としては、標茶町クリーンセンター計量棟における女性用トイレを設置すべきといたしました。

質問の内容、標茶町クリーンセンター計量棟は、女性用トイレがなく不便であるという話でございます。速やかに改築に取りかかり、労働環境の改善に努めるべきと思いますが、町長の考えを伺うものであります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の標茶町クリーンセンター計量棟に女性トイレを設置すべきとお尋ねにお答えいたします。

標茶町クリーンセンター計量棟のトイレにつきましては、現在男性用小便器が1基、男女兼用の洋式便器が1基の設置状況にあります。また、現在計量棟で従事している作業員数は、男性5名、女性1名、合計6名の状況にあります。

令和4年第4回定例会においても同様のご質問をいただき答弁しているところですが、トイレの設置数等につきましては、労働安全衛生規則の基準により定められており、原則として男性用、女性用のトイレを設けることとされておりますが、就業する労働者が常時10名以内の場合には、トイレを男性用、女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることによって足りることになっております。

クリーンセンターの計量棟のトイレにつきましては、議員ご指摘のとおり、男女別とはなっていなかったため、扉を施錠できるように改修し、独立個室型のトイレとして、労働安全衛生規則の基準をクリアしている状況にあります。

女性用のトイレの設置のご質問であります。現状、労働安全衛生規則に合致しているところであり、新たに設置するにはスペース等の課題があり、現状では設置する考えはありませんので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町長、一度クリーンセンターの受付のトイレに入って使用してみ

たら分かりますよ。確かに、空いていますとか、使用していますとかという、そういう表示、ロックするように去年ですか、おととしか、改装したようです。

ただ、ドアの入り口に施錠されると、女子が使っていれば男子は用を足すことはできない。男子が使っていれば女子は入れない。そういう仕組みになっているのです。何も法律に抵触しないからこのままでいいのだということは、ちょっとおかしいのではないですか。やっぱり職場で働く者の利便性だとか、環境衛生面だとか、そういうものを考慮すべきではないですか。

また、10名以下とかという数字を出されましたが、それについても、まさかどこかの国ではあるまいし、トイレを使っていたから入れないということで、外に用を足しに行くわけにいかないですよ。待たないとならない。そして、女子の場合も、特に外で用を足せるなんていう状態にないですから、空くのを待たないとならない。いろんなそこには不便があるわけです。そういうことをお考えになったことはございませんか、お伺いしたい。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 担当のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現状、町長の答弁にもありましたとおり、男女兼用トイレの使用ということになってございます。議員ご指摘のように、例えば女性が使っているときには男性が使えないですとか、逆の部分というのは、現状としては起こり得ることにはなるかと思えます。ただ、先ほどの答弁にもあったとおり、基準はクリアしているというのが1つと、あとは、そこは運用の部分では、それぞれ順番に使っていただくというのが考え方の1つではあるかと思えます。

ちなみに、設置基準で申しますと、男性の場合ですと従業員60人に対して1基、60人を基準として1基というような考え方。また、女性のトイレにつきましても、従業員20名というような基準が設けられております。それらの基準と照らし合わせても、現状、兼用ではあるものの、数としては間に合っていると考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） いやいやいや、何を言っているのですかね。その基準に合っているからやらないのだという姿勢は誠に立派ですね。誠に立派。標茶町は大したものだと、こう思いますよ。男女平等で女性が社会に進出して、いろんな面で活躍しておられます。町としても、そういう人たちを採用して、非常に多くの労働力を得て、町も運営されているわけです。

そういうことに対しても、やはり町長、率先して労働環境の整備ということを進めるつもりはないですか。1人、2人だからいいのだとか、そういうものでないと思うのです。町長の基本的な考えを町長自身の口からお伺いしたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

基準については、今、担当から申し上げたとおりで、実はご意見をいただいてから現場を担当に見ていただいて、改善の方法はないかといろいろ研究しています。今時点では、まだ見出せないということで、浴室とかそういった部分のスペースはあるのですけれども、そこもまた別な形で活用されるという形で現在行われておりますので、単独で女性用のトイレを、新たに設けることが場所的に難しいということで、今、言った答弁になっていることとございます。議員、おっしゃることも十分分かりますので、引き続き検討はしていきますけれども、現状こうだということでご答弁させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町長、現場の状況を知っているのではないですか。そうなのですよ。事務所に入ってすぐのところに浴室とか、そういう施設があるわけです。浴室があって、トイレがあって、給湯室があってというふうになっています。現場を分かっていますよね。

そうしたら、その浴室のところを改装して、男便所と女便所と2つに分けていただきたいと、こういうことも現場から意見が上がっています。そこはどうですか。上がっていませんか、上がっていますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

女性用の便所を希望するというようなお声はいただいておまして、ただ、当時、事業所さんとの協議の中では、現状そのお風呂場のところについては、洗濯物を干すスペースとして活用しているという部分がございます。また、新たに女性トイレを設けるといったところでは、当然、費用面も含めて課題があるといったところで、現状の施設で先ほど基準等を申し上げておりますけれども、その基準も含めて何とかならないかといったところで、鍵をつけたのは昨年度でございますけれども、設置をして、今、現状に至っているといったところでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ですから、今あるその施設を大幅に壊してどうのこうのということではないのです。今ある洗濯したり物を干したりしているところを改装して、違うところに移設して、そこに女性用トイレと男性用トイレをそれぞれつけられればいいと、こういうことをお願いしているわけです。そして、今トイレとして使っているところを、新たにそこは要らなくなるわけですから、その施設をほかに使えばいいのです。ですから、まずは現場の話をよく聞く。よく聞いて、そしてどうするか。予算もありましょうから、そういうことも含めて審議していかないと駄目だと思います。

皆さんもよく行くと思うのですが、ごみの受付の事務所のことを言っているのです。確かに女性は1人います。外で働く人たちも、例えば分別収集をしているところに高齢者事

業団が、今、来ておられます。当然、女性の方もいます。そういう人たちも利用するので、あるいは、ごみを持ってくる方は男だけではないのです。女性の方も車を運転して、ごみや何か持ってきます。早々に用を足したいこともあるわけです。そういうことも含めて、そこに働いている者だけでなく、その周辺、あるいはそこを利用している、そういう人たちの利便性というものを考慮していただきたい。大事なそこなのです。

町長、よろしいですか。そういうことで、若干、金にかかるでしょうけれども、きちんと予算化し対応していただきたい。いかがでしょう。お願いできますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまでやり取りをさせていただいているところでの答えなのですが、利便性だけでは私どもとしては判断してはいけないと思っております。利便性プラス今回のトイレでいうと必要数量がどこなのか、数が多ければ利便性は満たされるわけですが、適切な数量というのがどこなのか、そういった視点も持ちながら検討してまいりたいと考えております。さらには、全体的な事業展開の中で、優先度合いも兼ね合わせながら考えていくべきだと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど来、町長、担当からの答弁にあつたとおり、町の施設で委託業務として業務を行ってもらっているわけなのですが、そこで働いている方々の労働安全環境については、町としてしっかり考えなければいけない、そういう考え方に基づいて改善の方向性について検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 女性用のトイレということで、ちょっと僕もどういう表現をしていいかわからない部分もあって言葉足らずで申し訳ないのですが、いずれにしても、そういう働いている人たちの衛生環境を守るという姿勢が標茶町にとって大事だと思うのです。そんなに何億円もかかるような改築を求めているわけでもないです。来年度予算でいいですから、即刻予算化して、これを前向きに進めていただきたい、こう思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、質問いたします。

まず1点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減策ということで質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年の5類移行後も流行を繰り返し、現在は第11波の渦中と言われております。ウイルスが短い周期で変異を繰り返しながら感染力を強めている間があり、町内でも、家庭、職場、保育園、学校、高齢者施設、障がい者施設などで感染者が絶えないという状況であります。医療のひっ迫や崩壊には至っておりませんが、感染

の自覚がないままウイルスを拡散したと推測される例も散見されることから、感染予防対策の徹底が必要ではないかと思えます。

さらに、下水道のモニタリングにより積極的に流行を把握する、そういった必要があるのではないかと考えます。

また、新型コロナウイルスに感染し医療機関を受診すると、抗ウイルス薬を5日分処方されることが多いわけですが、抗ウイルス薬は重症化を防ぐ上で欠かせないものですが、自己負担3割の場合、1万5,800円から3万円の高額な負担が生じます。そのため、経済的な理由によって抗ウイルス薬の処方を拒んだり、そもそも受診しない事例が発生しているとの報道もあります。本町では、経済的な理由によって受診を控える、あるいは治療薬の処方を拒むなどの事例はありますか。

新型コロナウイルス感染症に関しては、対症療法のみでは回復に時間がかかり、重症化リスクが高まります。これは経済活動を長期間妨げるほか、ウイルスの拡散によって高齢者や妊婦、疾患を有する者の生命の危機を招きかねません。こうしたことから、町民が躊躇することなく抗ウイルス薬の処方を受けられるよう、さらには有効な予防手段であるワクチンを多くの町民が接種できるよう、それぞれの費用を助成する考えはないか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減策をとのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症は、昨年5月に5類感染症に位置づけされましたが、特例臨時接種によるワクチン接種が終了した本年4月以降も感染状況は続いております。

1点目の感染予防対策の徹底が必要ではないかとお尋ねですが、これまでも国や道からの通知を基本としながら、役場ホームページや役場庁舎及びふれあい交流センターに設置しておりますデジタルサイネージを活用し周知徹底を図っており、今後も情報収集に努め、折を見て掲載内容の更新を図っていきたいと考えております。

2点目の下水道のモニタリングにより積極的に流行を把握する必要があるのではないかとのお尋ねですが、道内では札幌市が北海道大学と連携し、実証事業により下水中の新型コロナウイルスのRNAモニタリングを行い、市中感染状況を把握可能という報告がありますが、本町においては、大まかな感染状況の把握を目的とするモニタリングは、対応策としては現実的なものではなく、現在のところ実施は考えておりません。何より5類感染症移行後における基本的な感染予防対策であるマスク着用や手洗い、換気等を適宜適切に実施していただくことが最も重要であると考えております。

3点目の経済的な理由によって受診を控える、あるいは治療薬の処方などを拒むなどの事例はあるかとお尋ねですが、町立病院に関わっての状況になりますが、病院へ相談があった場合など、病院からの説明の状況によっては受診をしない、または実際に薬剤の金額を聞いて処方を希望されないといった事例があることは、患者数的にはごく少ないですが、確認しております。

4点目の町民が躊躇することなく抗ウイルス剤の処方を受けられるよう、さらに有効的な予防手段であるワクチンを多くの町民が接種できるよう、それぞれの費用を助成する考えはないかとお尋ねですが、令和6年3月29日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第116号）及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第69号）が公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症がB類疾病に追加されることから、さきの令和6年標茶町第2回定例会において、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の議決をいただき、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方のうち基礎疾患をお持ちの方のワクチン接種手数料を2,000円とさせていただきます。

また、抗ウイルス薬の処方につきましては、ゼロ歳から大学生までの方は、標茶町子育て支援医療費等還元事業の対象となることから、保護者の方からの申請により還元ポイントを付与し、実質的に無償となっております。

これらの対象となられる方以外のワクチン接種費用、抗ウイルス薬の処方に対する費用の助成につきましては、現状考えておりませんが、今後の国の動き、他地方自治体の状況等を考慮しながら必要に応じ研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 結論から申し上げますと、大変残念な答弁をいただいたと思っています。それはなぜかという、新型コロナウイルス感染症を罹患して受診した際に、なぜ治療薬の抗ウイルス薬の処方を拒んだり、受診を控えるような行動を町民が起こすのかというその原因の本質について、何ら触れられていない、あるいは思いが巡らされていないのではないかと、そんなふう感じたところです。

まず、1点目の感染状況を鑑みて予防対策の徹底が必要ではないかということに対して、国や道の通知に基づいて、そういったことの内容をホームページや、それから関係機関のデジタルサイネージを活用してお知らせするという、それから2番目にも関連してきますけれども、モニタリング等、それについては実効性が標茶町の場合は感じられないのでやらないと。従来どおり、うがい、手洗い、マスク、そういったことで防いでいくということをお勧めするのだということでもありますけれども、例えばマスクに関しては、それぞれの判断でどういった場で着用するかしないかということをお判断していただきますけれども、うがいや手洗いというのはもう習慣化されていて、当然、皆さんが行っていくことであります。

私がここで問うている感染対策、予防対策徹底というのは、例えばウイルスバスター機能のある空気清浄機を公共機関にまんべんなく配備するとか、それから各企業であったり、民間でもそういったものを導入するに当たっての、例えば費用の助成をするかどうか、もう一段踏み込んだ感染予防対策というものが需要ではないかと、そういったことに答弁

が及ぶことを期待した、そういうことであります。

それと、下水道のモニタリングについては、本町にとって、それはあまり意味がないのではないかということですが、ただ、実際に市街地において下水道中のウイルスの有無、それから量、そういったものをいち早く捉えて、それをホームページとかデジタルサイネージというのではなくて、防災無線を利用して町内の感染状況を、例えばお知らせするようなことを考えなくていいのかということを知っているわけです。

それから、抗ウイルス薬の薬価がそれぞれ3万円、8万円、10万円とか高くて、3割負担の方でも1万5,800円から3万円の、これは薬代だけでそれだけかかるということですから、それプラス頭痛薬とか解熱剤とか対症療法に必要な薬をつけて、検査料、それから処方箋の文書料とか、そういったものを入れると2万円から4万円とか、そういった金額になるのです。

実際に受診された方、コロナ3回目かかりましたという方が、私の身近におりましたけれども、3月までは国の支援がありましたから、通常の風邪で病院にかかった、そういった負担で済みますけれども、今回、多分重症化リスクはそう高くないということで、一番安いゾコーバという抗ウイルス薬を5日分処方されたと思われませんが、頭痛薬も処方されましたので1万7,000円台の負担になっています。

第5類ということでインフルエンザと同じ扱いですから、インフルエンザで受診すると大体5,000円台の負担で済むのです。抗ウイルス薬を出していただいたとしてもです。そういった既に受診して抗ウイルス薬を処方された、町の方の情報というのがどんどん拡散していきますから、経済的な理由で抗ウイルス薬の処方を拒むのではなくて、そもそも受診しないという方が増えているというのが現状だと思います。そういった状況については、町としては感じるどころというのはありませんか。ごく一部の人が病院に相談したところ、薬の値段を聞いて、そこで初めて拒んだということを答弁されていますけれども、実際には診断を受けて、その場では薬代は分からないのです。処方されて支払いをするときに、初めて驚くわけです。そういったことというのはどうですか、実感としてありますか、ありませんか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

感染症の危機対策本部の事務局になっております住民課といったところで答えさせていただきますと思いますが、まず、今現在、昨年5月から5類に変更になったといったところで、対策本部自体も解散している状況でございます。

現在、そういった状況の中で、議員のほうから、例えば感染拡大防止の部分で空気清浄機の設置に関して、もっと積極的に補助をというふうなお話もあったと思いますが、5類に移る前の時点では、公共施設においては、空気清浄機等を購入して設置している状況にあります。現状、先ほど申し上げたとおり、現在5類に移ったといったところで、インフルエンザ同様の位置づけとなっているところから、当時の設置する状況とはまた今は違う

といったところで、今現在においては、新たに空気清浄機の設置補助というのは考えられないというところでご理解をいただきたいと思います。

また、防災無線の活用での周知といったところもお話があったかと思いますが。現状5類に移ってからは、保健所のほうで定点調査ということで、保健所単位ではありますけれども、感染状況の1週間ごとの数値を公表してございます。これについても、公表については1週間ぐらいのタイムラグがあるといったところで、ホームページ等では前の週の部分が確認できるといったところがございますので、これを防災無線で周知というのも、同様にタイムラグ等が発生してしまいますので、現状としては新たな情報をお知らせするにはちょっと難しいかと思っているところでもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 医療費の部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

薬価が高額で診療を控える部分がある、もしくは処方拒む場合があるのではないのかというようなご質問でしたけれども、町長の答弁からもありましたように、町立病院で一部そのような状況が確認されているということでございます。

一般論になってしまいますが、基本的には医療費の部分、健康保険制度の中で賄えるべきものと考えております。薬価の部分で言いますと、国で定められた金額となっておりますので、高額になった場合は基本的に健康保険の中の高額療養費制度等を適用するべきものではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、例えば感染予防対策としてウイルスバスター機能の高い空気清浄機を民間においても設置をとということで助成をとという点に関しては、考えていないということでしたので、少なくとも公共施設において、高齢者の施設とか保育園、幼稚園等、そういったところはとにかくそういった対応をこれからも充実させていただきたい。5類になりましたと言いながら、新型コロナウイルス自体は、私たちの生活に対して、今まで以上に影響を大きく与えるように実際にはなっているのです。それは、例えば病院で相談をされた方の中に、抗ウイルス薬の処方を拒んだという人がごく少数いるということだけれども、潜在的にはもうお金が随分かかるよということで、受診そのものを控えるという人が増えているのです。

ですから、ちまたでは感染者数というのはどんどん増えている。現在もそういう状況ではないかと思うのです。結局、正式に診断された人の数が分からなくなっている状況の中で調子の悪い人が次々出てきていて、中には医療機関を受診して、そこでコロナだと初めて分かるというケースが実際にいろんな職場で起きています。まず、そういったことをきちんとというか、情報を把握する必要があるのではないかと思います。確かに病院の窓口で相談して直接的に拒んだ方がいるというのは、それは少ないのだと思います。実際にはもう診断を受けてしまって、処方されたから、仕方なくという言い方はおかしいですけど

も、払ってきたよと。持ってきたお金が足りないから、次の日にもう一回払いに行ったよという方も実際にはいるのです。

新型コロナウイルスの怖いところは、結局何回もかかるのですよ。3月までは、1回目かかっても、2回目かかっても、あるいは重症化リスクが高いから入院したとしても、国の制度によって本人負担はごくごく限られていたわけです。でも、現在は5類になったということで、まさに答弁いただいたとおりで、健康保険の中で対応するしかないのですけれども、風邪と同じように何回もかかるようなものに関する治療費というのが3倍とか10倍なわけです。例えば、風邪だったりインフルエンザの3倍とか5倍かかる。一番安いゾコーバという抗ウイルス薬の場合だと、これは重症化リスクに関しては全く防げない、そういう薬になります。そうすると、それよりも効果の高いパキロビッドのようなものを使用せざるを得ない高齢者とか基礎疾患のある方や妊婦など、そういった方も出てくるのです。そうすると、最低3日間の点滴が必要ですから、入院することになります。もともとの薬代も高いけれども、入院もしなければいけない。そういった状況になると、そここの医療費というのは、1人分ですぐ高額医療費基準を満たしてしまうような金額になります。それが一家の中で2人、3人というようにかかるのが現実です。

だから、当然、健康保険の範囲の中で考えて、それぞれが対応していくべきものとはなっていますけれども、そうは言いながら、標茶町の場合は0歳から大学生までお子さんの医療費というのは無料化しています。そういうふうにとできるところもあるわけです。実際に新型コロナに関して、その部分で救われている人は随分いると思うのです。

ただ、そこからはみ出す人もいます。年金生活をされている方とか、非正規雇用で所得が思うように伸びていない方にとって、高額療養費に該当するということは死活問題だと思うのですけれども、どうですか。そんなふうには思いませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 現状については、認識は同じだと思っています。

ただ、現在、町としてやれることにはやはり限界があるということで、国の方針にのって5類になって通常のインフルエンザと同じになったときに、今やれるもの、今、言ったように今まで国が100%特別対策をやっていたものを町が今すぐ全部できるかということ、そこは非常に現実ではないということです。今、話をお聞きしながら、コロナについてはいろんな話が出ていますので、これから国や道についても、北海道町村会からも新型コロナのその後の対応についても要請をしておりますので、類瀬議員の言っていることは十分理解はいたしますけれども、そういった状況を見ながら、すぐできること、できないことがありますので、ご理解をいただきながら対応していきたい、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 認識が恐らく同じであると、今、答弁いただきましたけれども、多分認識は大分ずれていると、そんなふうには思います。

それは、重症化する方が60代、70代、80代、90代、年齢でそういった方に集中するわけです。そういった方々はすべからず、例えば年金生活であるとか低所得であるとか、要するに現役世代でない方がとても多いのです。そういったそもそも経済的に弱い方が高額の治療を経済的な理由で私たちは受けられないということは、即、生命の危機につながるわけです。そのこのところの危機感というのが多分私の認識とはずれていると、そんなふうに思います。

それともう1つ、この新型コロナウイルスの困ったところは、重症化した人の3人に1人は、長期的に後遺症が残るという点です。要するに、新型コロナウイルスで診療を受けるだけではないのです。後遺症についても診療を受ける人が非常に多くいるということです。そのことも考えていらっしゃるのかどうかというのを、今、答弁を聞きながら思ったところです。

それと、経済活動にどれだけ影響を与えるかというところ、例えば酪農家が新型コロナウイルスになって、病院に行かないわと。だから、抗ウイルス薬をもらったなら5日間ぐらいで大体回復するところを10日かかる。その間、例えば酪農ヘルパーを頼んだら一体いくらかかるのかと。技能実習生が新型コロナウイルスに感染したら、一体そこをどうやって標茶の酪農家は穴埋めするのだと。そういったところにもお金がかかるわけです。ただでさえ経営状況が苦しい酪農家にとって、これはなかなかばかにならない。人手も足りない、経営も苦しい中で、そういったところでこれまでにない支出が増えるということ、そういったことも考えておられるのか。酪農・畜産というのは365日年中無休ですから、そういう経済的な影響も考えなければいけないと思うのです。5日休むのでも厳しい。だけれども、それが診療をきちんと受けないことによって倍になっていったら、あるいは重症化してしまったり、後遺症が残ってしまったら、そういうことも考えなければいけないと思うのです。

所得に関して考えれば、町の場合、正職員の方は何とか払うと、2万円でも3万円でもそれは払わなければいけないと、すばつと考えられるかもしれませんが、どうですか。町では会計年度任用職員を、要するに非正規の職員を多数抱えておられる。年収が300万円を切るような方々にとって、高額療養費に該当するようなそういった医療費を年に複数回負担するようなことというのが、それは易しいことなのかどうか。そういったことが答弁から感じられない。

新型コロナウイルスというのは、その新型という言葉が表すとおり、これはレトロウイルスですから、人類はずっと付き合い合っているし、これからもずっと付き合い合っていく、そういうものです。どこかでまた突然変異をして、ものすごく弱々しいものになる可能性もなくはないですけれども、これまでの状況を見て新型コロナウイルスとの付き合いというのは非常に長くなるのです。

そういった意味で、今回、意見書のほうも上げさせていただいていますが、国の対応というのには随分とやっぱりタイムラグが出てくると思うのですね。せめてそこをつ

なぐ間、そういう経済的な支援の必要な方に限ってで構わないので、そういった方々に医療費を助成する。ワクチンの費用に関しても、さらに2,000円で受けられる範囲を拡大するというようなことをやる意思はございませんか。

今まで保育料の無償化を国に先んじて6か月前倒しでやった実績とか、それから無償の範囲を国よりももっと広げている、そういった実績、子育て支援としてゼロ歳から大学生までの医療費を無償化しているという華々しい実績が本町にはあるわけですから、この新型コロナウイルスに関する医療費の助成ということも、もうちょっと考えてもよいのではないですか。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど最初のほうで、類瀬議員と私の認識が違うということを行いましたけれども、そこについては、私は基本的には同じだと思っています。ただ、やれること、やれないことがはっきりしているので、そういう違いをやはり町政の責任者としてできないことまでできるということと言えないので、私はそういう言い方をしているので、そういう誤解をされているのかなと思っています。責任を持って財政から全て対応しなければならないので、何でもあれもただで、これもただで、私はそういう形でやっているのではなくて、必要に応じて、やっぱりどうしてもやらなければならないところに対しては、手厚く対応しているということで、そこについてはご理解をいただきたいと思いません。

この新型コロナについても、さらに研究を進めて、どこまでやっぱり自治体として、今やらなければならないかについては、常に担当を含めて研究しています。ただ、なかなか打つ手が見えないというか、相手が見えないので、5類になったときに、ではどんなふうに変化するとか、実際は5類になる前も新型コロナに感染していても自宅で療養して病院もかからない人も実は多数いるのも知っております。

そういう状況の中で、今、新たにこういう抗ウイルス剤が出てきたのでということで、以前はこういうものも出ていませんでしたから、一般の方々が抗ウイルス剤を使えるという状況ではなかったもので、また新たな判断をしなければならないという状況になってきたのかなと、そんなふうに思っています。引き続き研究をさせていただきながら、国や道に対しての状況を特にいただきながら判断していきたいと思っておりますので、今、こういう形での答弁しかできませんけれども、それは実態がよく分からないからなのですね。そこは議員がどこまで分かっているのか分かりませんが、私以上に何か知っているような話をしていきますけれども、そこはちょっと違うのではないかなと思っておりますので、そういうことでこれからも引き続き情報収集しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私は多分、町長よりものは知らないのだらうと思えます。ただ、私、民間人として町なかで生活し活動しておりますので、そういった町の皆さんがどうさ

れているかということに関しては、もしかすると町長よりは詳しいのではないかということが今回の質問のベースにはなっています。

町長おっしゃるように、役場の中で保健所なり、それからいろんなところからの情報で町長はいろんなことをもちろん知っていると思うのですが、実際に病院に行けない人の話というのは、当事者のお話などを含めて、なかなかここにおられる説明員の方も含めて聞く機会というのはそうそう多くないものと思います。私も全ての方をもちろん把握しているわけでも知っているわけでもないですが、私が知っている以上に潜在的にもっともっと人がいるということは多分間違いないと思います。

そして、この先もそのことと向き合っていかなければならないという点で、ぜひ国が何かをするというだけではなくて、これまでどおり、自らの考えで必要なことを必要なタイミングで、あるいはそれよりも早くやってきているわけですから、新型コロナの対応についてもそんなふうを考えていただければいいという期待をしておりますので、この先もこの件に関しては状況をよく見させていただきたい。今の時点でやれることがない、財政的にもできない、できることがないということは今回は理解しました。また改めて現状の把握が進みましたら、そういった点についてお尋ねさせていただくことになると思います。

2点目の質問です。

有害駆除の体制強化と町職員の安全確保、危険手当支給をとということです。

北海道は、ヒグマの捕獲目標を2025年から2034年までの10年間で、雌雄合計で1万3,290頭に設定する方針を明らかにしました。本町を含む道東・宗谷東部管内では1,100頭、このうち雌が370頭を捕獲するというのが目標となる見通しです。目標達成には過去最多のペースで捕獲を継続しなければならず、地元猟友会の協力を得るための条件整備と行政の体制強化が欠かせないと思います。

また、異常とも言える気温の高い状態が続き、町民にとって危険なスズメバチの活動が活発化しています。生活圏内でスズメバチに遭遇して刺されたり、営巣を確認して作業を中断せざるを得ないなどの事例が増えているようです。町内に駆除業者はなく、町民から巣の撤去や駆除の相談があった場合、消防署と役場が対応しており、昨年度は役場だけで200件程度に対応したと聞いています。今後、ますます増加すると思われる各種有害駆除に当たる町職員の装備の充実や、危険な職務に対する手当、事故に対する補償が必要との観点から、以下について伺います。

①ヒグマ、スズメバチ等の危険を伴う有害駆除に職員が従事しているその根拠と、それと実態について。

②危険を伴う有害駆除に従事する職員に対する手当の有無、事故に対する補償の有無。

③職員の安全を確保するために必要な装備の現状。

④装備の拡充と手当を支給する考えはあるか。

⑤野生生物の生態や駆除に精通した専門家を町の中で確保する考えはないか。

以上であります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の有害駆除の体制強化と町職員の安全確保、危険手当支給とのお尋ねにお答えいたします。

1点目のヒグマ、スズメバチ等の危険を伴う有害駆除に職員が従事している根拠と実態とのお尋ねですが、本町においても大きな農林業被害をもたらしているエゾシカをはじめとする有害鳥獣については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣法に基づき、エゾシカ、ヒグマについては、北海道知事の許可を得て、その他の鳥獣、カラス、キツネについては、許可権者である町長が許可を出し、農林業被害防止を目的とした許可捕獲を行っております。許可捕獲のうち、対応に当たり特に危険を伴うヒグマについては、主に標茶町鳥獣被害対策実施隊が捕獲活動を行っておりますが、家畜被害等が発生した場合に、現場にて痕跡調査や監視カメラの設置等を職員が行うことがございます。

また、スズメバチの駆除につきましては、特に上位法令はございませんが、住民の生活環境保全の観点により駆除対応をしており、また、巣の場所が高所である等、特に危険を伴う場所については標茶消防署に依頼をし、駆除対応をいただいているところです。駆除実績については、令和5年度、役場対応で173件、消防署対応で95件、合計で268件となっております。

2点目の危険を伴う有害駆除に従事する職員に対する手当の有無、事故に対する補償の有無とのお尋ねですが、特殊な勤務に対する手当の支給については、標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例において規定されており、現在はヒグマ、スズメバチ等の危険を伴う有害駆除に従事する職員の手当は規定されておられません。

また、事故に対する補償の有無についてですが、公務上における負傷や疾病は全て地方公務員災害補償基金により補償の対象となり、必要な療養の費用が支給されることとなります。

3点目の職員の安全を確保するために必要な装備の現状とのお尋ねですが、1点目でお答えしたとおり、家畜被害等が発生した場合、痕跡調査や監視カメラの設置を職員が行うこともございますが、その際には実施隊員を同行させることはもちろんのこと、作業前に大きな音を鳴らす、あるいは熊鈴、熊撃退スプレーの携行など、職員の安全確保には万全を期しております。

また、スズメバチの駆除につきましては、防護服を着用し、駆除活動を行っておりますが、万が一に備え、今年度よりアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和させるエピペンを携帯し、駆除活動を実施しております。

4点目の装備の充実と手当を支給する考えはあるかとお尋ねですが、3点目でお答えした装備のほか、職員の安全を確保するために、有効な装備等があれば適宜導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、手当を支給する考えはあるかとお尋ねですが、特殊勤務手当の支給については、

人事院規則で定められる国家公務員と同様とすることが基本とされていることから、国や他自治体の動向を注視しつつ、社会情勢の変化や業務を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、その見直しの必要性について研究してまいります。

5点目の野生生物の生態や駆除に精通した専門家を配置する考えはないかとお尋ねですが、議員ご案内のとおり、令和元年度から本町と厚岸町において家畜被害をもたらしていたOSO18への対応に当たっては、被害防止と捕獲に向けた取組を地元猟友会と連携して行ったほか、北海道が中心となり組織されたOSO18対応推進本部の構成員であり、ヒグマの生態に精通し、問題行動を起こす個体の捕獲実績が数多くある団体、NPO南知床・ヒグマ情報センター及びヒグマの会にも協力を得ながら行ってまいりましたし、今後においても必要に応じ協力が得られる体制が整えられていることから、直ちに専門家を設置することについては考えておりません。

また、スズメバチの駆除につきましては、年度により駆除件数にばらつきがありますが、現状では原課及び消防署の協力をいただき対応できていることから、直ちに専門家を設置することについては考えておりませんので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、スズメバチの駆除、それから巣の撤去等に対応した件数についてですが、昨年度が役場としては173件ということですが、これはどのぐらいの期間で、実働何日だったということになりますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 申し訳ありません。手元に年度の集計の実績しかございません。各稼働日数ですとか、月別の数字はちょっと手元にございませんで、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） スズメバチの活動期間を考えると、例えば昨年度の場合7月、8月、9月で173件に対応しただろうと思うわけです。これ、単純計算で毎日何件か駆除することになるのです。私も駆除を対応していた経験がずっとありましたので、これ、市街地だけではないわけですから、町有施設のことなんかも考えると、この7月、8月、9月の間、担当課の担当の方というのは、恐らく通常業務を半分もできないのではないかと、そのぐらいの頻度だと思うのです。そのぐらいの頻度でエビペンを携行しなければならないぐらい、防護服を着なければならないぐらいの危険な業務に、そういう頻度についているということ、これはほかの部署にはないですよ。人間の生命に影響のある危機を及ぼす動物として、北のヒグマ、南のハブとかと言われますけれども、スズメバチはその比ではないのです。年間30人、40の方が死亡している。

防護服の話が出ましたけれども、防護服の上からでもスズメバチの針が貫通して亡くなる例というのが民間の業者さんの中にあります。以前、町内では消防の方を中心に駆除を

やっていたけれども、防火服を着ていても、シームレスではなかったのですね。ですから、死亡には至っていませんけれども、その継ぎ目、縫い目から針が通って刺されたというケースもあります。それから、手袋と本体の隙間からスズメバチが入ってしまったケース、それと目を狙って攻撃してきたときに、その毒がゴーグルしていなかったために目に入ったケースとか、そういった非常に危険な作業に特定の職員が従事しているということなのです。国家公務員の基準で言うと、そういった特勤手当はないということですが、これも、実際にほかの自治体で特殊勤務手当、危険な業務に対する、そういう手当を支給しているところというのはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えします。

特殊勤務手当ではなくて、住民課のほうではスズメバチの駆除に係っての手当の支給といったところをお答えさせていただきたいと思いますが、管内6町村のうち、スズメバチの駆除での手当の支給というのは3町村、そして残りの3町村、標茶を含めると4町村については、手当の支給はないといった状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 先ほど、例えば新型コロナの話のときに、町長と私の認識がずれているからというようなことで町長にお叱りを受けたのかなと思うのですが、スズメバチの駆除に関して言うと、これは私、実際に駆除していました。巣の撤去とかをやっていました。これ、役場の中で当時どこが担当するというのではなくて、町民の生活環境の保全ということで、たまたま昆虫を研究されている職員と一緒に係とか一緒に課になった人がとにかく駆り出されているという状況でしたが、その頃と今の対応件数というのは、これは比較になりません。とても危険な作業です。専門的な知識も必要です。きちんと巣を撤去したり駆除しなければ、結局そこに残るスズメバチによって二次被害というのが出るので。そういった意味では、徹底的に生活環境を保全するために町職員は頑張るわけです。頑張っている場に長くいればいるほど、戻ってきたスズメバチのまた攻撃を受けるといような、そういう危険な作業であるということに関しては、どうですか、認識されていますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） 先ほどの5年度の実績の部分、確認してまいりましたので、お答えさせていただきたいと思います。

令和5年度の駆除の期間につきましては、6月16日から11月27日までの期間ということで、稼働日数につきましては62日間となっております。1日の処理件数、ばらつきはありますけれども、最大多くて1日に10件の駆除といった実績がございます。

ただ、令和5年度につきましては268件というのは過去の駆除件数と比較しましても非常に大きな数字となっております。総件数で申しますと、例えば令和4年ですと年間で58件、令和3年度ですと101件、さらに遡って令和元年度ですと年間で32件といったとこ

ろの数字がありますので、令和5年度の268件については特に多く発生した年であったと認識しております。

また、令和6年度の発生状況につきましては、8月末現在で79件といったところで、それも昨年と比較しましても若干少なめに推移しているのかなといったところで捉えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 6月16日から11月27日まで、最終的にはこのぐらいの期間になるのですが、今年度現状で79件ということですが、9月にもう入っていますけれども、9月に対応する件数というのは、今年は残暑も厳しくて、そこそこあるのではないかと問われていますので、まだまだ担当される職員の方に関しては、危険な業務に就くということになるわけです。

繰り返しになりますが、防護服を着ていても死亡した事例もあるし、実際に刺されるケースもあるということ、それから管内では、標茶町は含まれませんが、3町村ではそういった危険手当的なものを支給しているということ。それと、そもそも非常手段としてエビペンを持行しなければならない作業であるということ。こういった点を考えて、本町でも少なくとも、年度によって対応のばらつきがあるとは言いながら、そういった危険な業務に携わる職員に対して危険手当、そういったものを支給すべきではないかと思えますので、この件に関して考える余地がないかどうか、もう一度伺います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から特にスズメバチの駆除の関係で、そこに光を当ててご質問いただいております。それに関連する危険手当を検討する余地はないのかというところでもありますけれども、スズメバチで言うと、今、駆除に専ら当たっている係のほか、ほかの部署でもスズメバチに対するリスクを持つ仕事というのは、残念ながらあります。例えば、野山の中で作業を行う等々のときには、当然、出てくるわけでありまして、組織を監督する立場としては、できるだけ職員をそういう作業には充てさせたくはないと考えているところでもあります。

ヒグマに関して言うと、先ほど答弁にもあったとおり、実施隊員の同行あるいは作業前の安全確認等で、それなりのリスク軽減を図れると思うのですけれども、やはりスズメバチに関して言うと、万全を尽くしてもというところは可能性としては残るのだろうと考えているところでもあります。そういうこともありまして、今年度からは最悪に備えてエビペンを装備しているというところでもありますので、まずご理解をいただきたいと思えます。

危険手当なのですけれども、職員をそういった危険性のある業務に充てさせるときに、危険手当を支給して、それが全て解決するというわけではないと思っておりますけれども、他と比較してということは、当然、考えなければいけないところでありまして、スズメバチに限らず町職員の業務全般について、危険手当の在り方については研究をしたいと考え

ておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） なるべくであれば、そういった危険な業務に職員が携わらないのが理想なのだという事をお答えいただいているわけですが、ただ、昨今の気象変動によるものか、温暖化によるものかという、スズメバチの活発化、これに関しては、なかなかこの先、急激に減ることはないのではないかと思ひます。

それはなぜかという、町内には人口減少によって空き家が増えている。管理されない宅地が出てくる。それから、町の中の公園についても、利用されない公園については草刈り等が行われぬ。そういったスズメバチが巣を作りやすい環境というの、年々整っていつているという、そういう現実もあるわけで、そこを気象変動を考えると、残念けれども町が町民の生活安全、環境を保持するために対応する機会というの、恐らく減りにくいのではないかと。全体としてそういったスズメバチに対応するというようなことももちろん考えなければいけないけれども、当面、そういった危険な業務に回数が多く出れば出るほどリスクは増すわけですから、たまたまそこに配置された職員だけがそういった危険な任務に今は就いている状況ですから、そここのところに対して、そういう手当があってもいいのではないかと思ひるので、その点については、今後も他の市町村で支給しているところもあるという実態もあるのですから、研究していただきたいと思ひます。

最後に、ヒグマについてもそうですけれども、野生生物との距離が近い本町の場合、そういった野生生物に関する専門的な知識、それから駆除の経験とか、ルールとか、そういったことに精通した人というのを町で確保するというの必要なことではないかと、この先さらに必要になっていくのではないかと、そんな気がします。このヒグマの管理計画を見ても、これまでの最高レベル、最多のレベルで捕獲をしていかなければいけないこととか、エゾシカの数も決して減っていつていないことであるとか、今、言ったようにスズメバチのように恐らくこれからますます増えるであろうという、そういったことを考えるときに、町の経済に与える影響とか町民の安全を確保するために、そういった専門的な知識を持った人が役場の中にいつていいのではないかと。身近なところにいる、わざわざよそからいろんな人にこちらに出向いていただかなくても、専門的な人がいつてもいいぐらいのそういう環境ではないかと実は思ひます。

たまたま一般財団法人日本自然環境研究センターというところを今年退任した標茶出身の研究者がいます。政府から指名されてスイス・ジュネーブに野生生物の保護という、数量のコントロールという仕事で3年間勤務した経験なども有する野生生物調査のエキスパートです。そういった標茶町にゆかりのある人が、今は標茶と関東を行ったり来たりしながらの生活をしているということで、非常に人材として有効、町にとって有益ではないかと、そんなふうにして最後の話をしているわけですが、そういった人材が身近にいたとして、そういったところを町で登用するというような考えはないですか。そのことが体制の強化につながると思ひのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員からヒグマ対策という観点でお話をいただきました。

まず、情報提供、ありがたいと思うのですが、標茶町としてこれまで申し上げてきているのは、特にヒグマにおいては、行動半径が、行動範囲が広いというところで、既にこれまで起きている被害も複数の町村にまたがる被害というところで、北海道においてのそういった人材の確保、そして広域的な観点を持った対策ということを求めています。町長から、あるいは町村会を通してガバメントハンターの設置ということも強く何度も申し上げているところなのですが、残念ながら北海道においては、そういった職員は採用されておきませんが、今回、OSO18の関係にあつては、そういった知見を持っている民間の方の協力を得ながら、対策チームを立ち上げて活動に当たっていただいたというところであります。

確かに、議員おっしゃるように、そういった知見を持つ職員がいれば安心ですし、採用できればそれにこしたことはないのかもしれませんが、職員全体の定数管理の中で、どこまでのことができるのかということ言うと、それができないがゆえにこれまで北海道にお願いをしてきたということでもありますので、これまでの経過を含めると、なかなか難しいと考えているところであります。

あわせて、せんだって環境事務所に熊専門官が置かれるという報道もありました。そちらについても、大変関心を持って、今、見ているところであります。もしそういった方が環境事務所に置かれたら、釧路のほうに配置されるというようなことも見ましたので、そういった方と連携を取りながら、この先の展開を見ていくことができるのかなと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 最後に、今、お話しした標茶出身の野生生物の調査活動のエキスパートというのは現在62歳ですので、職員として採用するとか、そういった意味で情報提供したのではなくて、もっと別の形で故郷の標茶町に対して、何かしていただけるのではないかと。実際にOSO18の捕獲に関しては、どういった餌が有効かということの知見をこちらに寄せていただいたということもありますので、熊に関してだけではなくて、それ以外の野生生物、それから外来種の駆除、そういったことに関して非常に日本を代表するような実績を持っている方が標茶町にいるということをもっと知っていただいて、そういった方をぜひ活用していただいて、様々な有害駆除対策に役立てていただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、スマート農業の推進ではなく家族農業による持続可能な経営をについて質問いたします。

農業の憲法と言われる食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改められました。食料自給率は依然として上がらない中、就業者の高齢化が進み、後継者の減少も深刻になっています。また、国内農業が生産資材の大半を海外に依存しており、極めて脆弱なことも浮き彫りになっています。国際価格の変動に直撃され、肥料・飼料は2年前のほぼ1.5倍に高騰し、安定的な確保さえおぼつかない事態です。

とりわけ酪農は、牛乳を「搾れば搾るほど赤字」という悲惨な状況に追い込まれています。そのような状況の中で、「食料の安全保障」としてスマート技術を活用した生産性の向上により、「みどりの食料システム戦略」の名の下に農業を輸出産業に転換することを政策上位置づけるとしています。令和元年度に「畜産経営体生産性向上対策事業」が創設されました。令和5年度補正予算からは、畜産クラスター事業におけるICT化等機械装置等導入事業として継続されています。

このように、農業の大規模化が推進され農業の工業化が進む状況下、本町の今後の酪農の方向性に対して町長の所見を伺います。

スマート農業の推進は多額の負債を抱え込む結果となり、家族農業による持続可能な経営が困難になると思いますが、どうですか。

また、スマート農業の推進は、後継者、新規就農者にとってはますます選択肢が狭められると考えますが、町長の所見を伺います。

また、本町独自の支援策等の検討はあるのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員のスマート農業の推進ではなく家族農業による持続可能な経営をとの尋ねにお答えいたします。

1点目のこのように農業の大規模化が推進され、農業の工業化が進む状況下、本町の今後の酪農の方向性に対し、町長の所見はどうか、スマート農業の推進は、多額の負債を抱え込む結果となり、家族農業による持続可能な経営が困難になると思うがどうかについてですが、国は、2014年に起きたバター不足や2015年の環太平洋連携協定TPP大筋合意による国際競争力強化を理由に、牛舎など設備投資をする際に費用の半額を補助する畜産クラスター事業を始めましたが、議員ご指摘のとおり、数千万円から億単位の設備投資を行った酪農家が、新型コロナウイルス禍による需要減で生産抑制が求められ、飼料なども高騰するという想定外の事態に見舞われました。

町としても、令和4年1月に策定しました標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画書におき

まして、広大な土地資源に立脚した草地型酪農の推進と強化、多様な担い手の育成、確保に力を入れていくと方針を定めており、対応方向として、労働負担の軽減を図るために、搾乳ロボットや餌寄せロボットをはじめとするICTやIoT技術を活用した省力化機械の導入や各種営農支援システムの充実・整備、低コスト生産につながる基本技術の徹底など、生産性の向上とゆとりある畜産経営を実現する取組を推進することとしているほか、放牧酪農についても、飼料生産や給与、家畜排せつ物処理等において、省力的で低コストな飼養管理が可能であることから、引き続き導入可能な経営体に推奨していくこととしており、多様な経営スタイルに応じた経営体質を強化していくことを目指しておりますことから、大規模化のみを推奨しているということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、スマート農業の導入に当たっては、おおむね多額の費用が必要になってくるのは、議員ご指摘のとおりですが、経営規模や経営スタイルで必要とするデジタル技術や導入コストは違ってくると認識しており、その導入に当たっては各農家がどのようなビジョンを持って営農を続けていきたいかが重要であるとともに、導入後においても省力化や収益性が向上しているのかどうかなどの分析をメーカーや関係団体が協力して行っていくことが必要不可欠ではないかと思っております。

2点目のスマート農業の推進は、後継者、新規就農者にとってはますます選択肢が狭められると考えるが町長の所見を聞く、また、本町独自支援策等の検討はあるかについてですが、先ほども申し上げましたとおりになります。スマート農業の導入に当たっては、おおむね多額の費用が必要になってくるのは、議員ご指摘のとおりと認識しておりますが、後継者や新規就農者がどのようなビジョンを持って営農を続けていきたいかによって必要となるスマート技術も導入コストも違ってくると考えておりますし、無理のない投資であることが前提とはなりますが、スマート技術の導入により得られる労働負担軽減や生産性向上などのメリットを考えると、決して選択肢が狭まるものではないと考えております。

また、スマート農業導入のための新たな独自支援策については、今のところ考えておりませんが、町の取組としては、先代経営者から経営継承した後継者を対象に一律で100万円を補助する経営継承・発展等支援事業、国2分の1、町2分の1を予算化しておりますとともに、新規就農者については新規就農時に就農一時金として100万円を補助しているほか、就農5年間、各種リース事業の4分の1を補助するなどの支援を行っておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） このスマート農業の導入、推進ということで、私が一番危惧するといいますか、技術の進歩ということで、当然、その分野でいろいろな経営を組み立てようとする経営者がいると思うのですが、例えば私たちの町全体で畜産・酪農が果たす役割、

土地のこととか、それから様々な立地条件で経営している皆さんのこと、スマート農業の推進だけでは解決できない部分というのがあると思うのです。

そういう意味では、先ほど近代化計画、草地型酪農の推進とお答えいただきましたけれども、考え方の出発点として草地型酪農の条件を、この近代化計画の中では土地の面積、それから頭数、そういうものでおのずと立地条件から出てくる条件というのはあると思うのですけれども、例えば具体的にはそういうものは標茶の中ではあるのですか。

(「ちょっと質問内容が」の声あり)

○10番(渡邊定之君) 意味分からなかった、ごめんなさいね。

(何事か言う声あり)

○10番(渡邊定之君) ちょっと意味不明になってしまったようですけれども、例えば立地条件によって、この地域では平均的な規模を想定する経営体の分別というか、そういうものの中身というのは実際にはつくられているのですか。例えば、虹別とか茶安別とか、そういう条件下での経営体の……

(何事か言う声あり)

(「議長、休憩を取っているか」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時23分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長(村山 尚君) お答えいたします。

今、議員おっしゃられていた農業経営の規模に関する部分につきましては、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の中に具体的に記載をしております。

農業経営体の規模ごとに農業専業のⅠからⅥまでそれぞれ、例えばですけれども、酪農専業のⅠであれば、草地面積が42.5ヘクタール、放牧であれば12.5ヘクタール、こちら放牧が前提になっているのですね。成牛の飼養頭数で42頭。例えば酪農専業Ⅵであれば、牧草、草地の面積が412.1ヘクタール、成牛の飼養頭数で570頭と、それぞれ基本的な指標を示してございます。

○議長(菊地誠道君) 渡邊君。

○10番(渡邊定之君) ちょっと僕の質問の仕方にも理解してもらえない部分があつて、なぜこういう質問をしたかといいますと、やはりスマート農業の推進ということになりますと、例えば虹別のような広大な平らな地域ではここまで可能だというような、そういうものが具体的にやっぱりつくられていく可能性というのはあると思うのですね。ですから、そういう意味では、スマート農業がどんどん推進されれば、地域の格差みたいなものがや

っぱり出てくる。そういう部分では、これからの計画をつくるときには、標茶の農地が適切だとか適切でないとか、その地域に合ったものを具体的にやっぴり細かく経営体の理想とか、そういうものをつくり上げていく必要が出てくるのではないかとということで、質問させていただきました。

次に、もう1つは、このスマート農業の推進で、やはり農業そのものがどんどん、農業とか酪農に限って言うと輸出産業に特化していくようなことが推進される、そういうことが今後進んでいくのではないかと思います。

そういう意味で、僕が質問した、後継者とか、それから新規就農者の人たちにそれとイコールのような形で就農の仕方というものも、やっぴりはっきりと分けて、こういう生活優先型の経営、家族経営とかというものは、はっきりと分かりやすくして、標茶町ではこういう農業ができますよというようなものをつくり上げていく必要があると思うのですけれども、いかがですか。

(何事か言う声あり)

○議長(菊地誠道君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山 尚君) 今、議員おっしゃったのは、標茶町のスマート農業の形を具体的に示したらどうかというふうに、私のほうで理解させていただきました。

これは規模の大小に関わらない話だと私は思っております。町内酪農家個々を見ても、労働力が減る中、新規就農も含めた全ての担い手が牛に関する基礎知識や営農技術を持っているとは限らず、ICTをはじめとするデジタル技術や、その他労働力負担軽減につながる機器が、その役割を補完するのではないかと考えているところでございます。

今般のこの情勢下、経営者が投資をする場合でも、その投資に見合う効果が得られるのか、今が導入すべきタイミングなのかを、やはり議員も質問の中で畜産クラスター事業のことに触れられておりましたけれども、その反省を踏まえて、これまで以上に慎重に判断しなければならないのではないかと思っております。

町長答弁の繰り返しとはなりますけれども、無理のない範囲という前提で、あるいは機器だとか機械更新のタイミングに合わせ、有利な補助事業を活用しながら未来に向けた投資をするということは、働きやすい環境が生まれ、担い手の確保にもつながると思いますし、結果的に持続可能な酪農の実現にもつながるのではないかと考えております。決して担い手の選択肢を狭めるものではないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(菊地誠道君) 渡邊君。

○10番(渡邊定之君) ちょっと僕も質問の仕方がうまくなく、お答えしていただくほうも大変だと思うのですけれども、やはり標茶の酪農と畜産業で、第一次産業でこの町をどうつくり上げていくかということが非常に重要なことだと思うのですね。そのことによって、このスマート農業で、要するに規模拡大とかそういうのがどんどん前のめりになっていってしまうということのやはり警戒感みたいなものを、しっかりとそれをつくり上げていく立場にある方には理解していただいて、本当の意味での持続可能な標茶の農業実現の

ために努力していただきたいというので、私のこの質問は終わらせていただきます。

2つ目の質問に移ります。

学校の猛暑対策について。

この夏も、猛暑による学校生活での子供たちの悲痛な声が父母を通じて多く聞こえてきます。エアコンについては議論されていますが、見通しについて伺います。

猛暑対策としてどのような対策を講じているのか、登下校の際についても、子供のクールビズなどの対応はしているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 10番、渡邊議員の学校の猛暑対策についてとのお尋ねについてお答えします。

1点目のエアコンについては、議論されているが見通しについてとのお尋ねですが、エアコンの整備については、町有施設全体での整備計画、町有施設冷房設置方針の中で、学校施設についても進めていくこととされております。町所管の全ての建物について、優先度をA、B、Cにランクづけし、計画的に整備していくこととなっており、学校の保健室については優先度Aにランクづけされ、全ての学校において整備が完了しております。その他の教室については、優先度Bにランクづけされており、町有施設全体での整備計画の中で進められることとなっております。

教育委員会としては、他の施設で導入済みの簡易型エアコンについて評価、検証をした結果、現在の性能では、教室という特殊な環境において冷却能力は十分とは言えず、固定型エアコンの設置が望ましいと考えているところです。現段階で手法等を含め、具体的な見通しは立っておりませんが、早急な整備に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

また、必要な財源の確保のため、引き続き北海道教育委員会などを通じて、補助制度の充実について要望してまいりますので、ご理解願います。

2点目の猛暑対策としてどのような対策を講じているのか、登下校の際についても子供のクールビズなどの対応はしているのか伺うとのお尋ねですが、学校における猛暑対策については、ソフト面とハード面の両方で対策を講じております。室内においては窓の近くでの学習を避け、教室と廊下に大型扇風機を設置し、常時稼働することで風の流れをつくり、室温の上昇を抑制する対策を取っております。屋外の教育活動や体育の授業については、昨年設置しました暑さ指数計を活用し、実施の判断を行っているところです。

児童生徒については、水筒や補給用飲料、ハンディファン、冷却グッズの持込みを可能とし、また、服装も制服ではなく、Tシャツとハーフパンツでの登校を推奨しております。また、昨年の猛暑を受け、学校管理規則を一部改正し、休業期間を拡大する対応も行っております。

エアコンの早急な整備に向け、検討を進めるとともに、可能な限りの猛暑対策を行い、児童生徒の安全を確保してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 父母からの声として2、3質問させていただきますけれども、エアコンについては、今、教育長がお話しされたとおりなのだと理解しますが、教室の窓の風通しのよさという点では、例えば網戸などの設置等は、実際の状況としてはどうなっているのですか。その辺、ひとつ伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えします。

教室の窓の網戸の設置状況であります。大方の学校は設置されているのですが、一部ついていない学校がございました。今回、今年度一部学校の要望をいただきまして、設置のほうを完了しております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） もう1つ、先ほどお答えの中に、登下校の際、ハーフパンツ、半袖と、そういう服装面でも対応しているというお答えでしたけれども、これは教育委員会を通して各学校のほうには連絡がいつているといたしますか、そう対応しなさいということになっているのでしょうか。実際、私どもに聞こえてきた、もう少し涼しい格好で登下校させたらいいのにねという親の声も届いたのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 服装につきましては、校長会の中で協議をして、そういう形で進めるということで決定しまして、あとは周知の方法等につきましては、学校を通じて保護者に周知しているという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう意味では子供たちも、親を通して私のところには届いたのですけれども、学習環境、登下校の猛暑に対する配慮といたしますか、そういう気配りを今後とも、シーズンのにはまだ暑さが続きそうなので、対処のほどよろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（発言席） 私のほうからも通告に従いまして、標茶町営プールの老朽化問題についてということであります。

標茶町の町営プールは、現在、市街地、磯分内、虹別、茶安別と4地区にございます。茶安別プールを除き、建設より約40年経過しております。標茶、磯分内、虹別については40年を既に経過しております。その老朽化により一部機能が損なわれているということも聞いております。

この問題については、全国の自治体が抱えている問題でもありまして、近年、安全性の

確保や人口減少による利用者の減少、それから運営面のコストの増加などによって複数の側面から深刻なものとなっております。

老朽化により機能が損なわれるということになりますと、地域社会の活力にも悪影響が及ぶ可能性があり、また、利用者の半数を幼児、小学生、中学生が占めております。この子供たちの健康増進にも影響を及ぼすと考えられます。可及的速やかに改修に係る実施計画の策定をすべきと思われませんが、教育長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 6番、齊藤議員の標茶町営プールの老朽化問題についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、町内には4か所のプール施設がありますが、開設後、標茶町営プールは47年、磯分内水泳プールと虹別水泳プールは40年、茶安別交流館は25年を経過しており、毎年、施設の修繕が必要な状況となっております。

プールの今後の在り方について、社会教育委員の会から令和2年11月に建議書が提出され、プールの老朽化や管理人の担い手不足などにより安全管理にも影響が出てくる可能性があることから、施設の統廃合も含めた検討を行うべきとの指摘がされました。

教育委員会といたしましても、現時点では更新の時期や改修計画等はございませんが、体育施設の中でも特にプールの老朽化が進んでいることもあることから、市街地を中心に地域プールの在り方を考えていく必要があると認識しております。今後も引き続き利用状況に合わせたプール機能の調査やニーズの把握、財源の確保など情報収集を行っていきたくて考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） そうなのです。教育長も、今、言われたとおり本当に老朽化が進んでいまして、改修、改修とそれぞれ毎年やっていると数百万円ずつかかっている、10年もすれば6,000万円になって、新しいプールができたのではないかとこのくらいの改修になってしまいます。ただ、私もちょっと調べてはみたのですが、プールに対して気がかりなことというか、構造耐力上の問題も含めて、今後検討すべきではないかと思っております。

そういたしますのも、40年も経過しますと、プールの鉄骨含めて塗料が剥がれてきたり、さびが出てきたりして、基本的には、工法的にブラストといって高圧で砂を吹きかけてさびと塗料を取るのですが、その過程で鉄骨などの部材も当然、削れていくのですよ。そうすると、40年で8年毎にやったとしても、もうだいたい5回が過ぎてきたときに、ではその鉄骨の部分が果たして本当に安全性があるのかということを含めて検証しないと、利用段階で今後いかなる大きな地震が来るかもしれません。たまたまこの建物は、先ほど経過年数を言われていたけれども、磯分内、虹別については多分昭和57年、58年、私、入った当時、役場採用された年だと思うのでよく覚えているのですが、そうすると

多分、新耐震の関係で耐力度の調査はしなくてもいいということになってはいると思います。ただ、そういった施設の管理をしている以上、やはり構造上、耐力上、本当に果たしてもつのかどうなのかというのをまず確認されて、公共施設の安全性をまず確認してからということも含めて今後検討していただきたいと思います。と思っています。

私、過去の資料からプールのほうの利用状況、統計というのを個人的に独自に数字を出してみたのですが、大体各プールの利用の年間人数というのですか、約5,000人です。そのうち幼児、児童については3,500人程度です。大体約70%になっています。市街プールを除いての磯分内、虹別、茶安別については、約80%近くが幼児と小学生の利用になっています。コロナ禍もありましたので、今現在どんな数字になっているかというのは定かでないのですが、大体合っていると思います。

先ほど教育長も言われたとおり、このプールの在り方ということからいったら当然、以前は阿歴内を入れて5か所あったと思うのです。これは全国的に見ても地方自治体、政令指定都市を除いてプールを5か所持っている町というのは、ほとんどまれだと思うのです。民間プールとかがありますから、その辺、数はあるのかもしれないのですが、公営プールが本当に全国的にも珍しい5か所、今4か所ですけれども、こういったところが住民サービスを含めて標茶町の行政の在り方というか、考え方というのは間違っていないと思うのです。これだけ広大な面積ですから。

要するにこの時期、まだ猛暑が続いていて、幼児、小学生については夏休みもありますから、やっぱりプールは本当に重要な施設。先ほど教育長も言われたのですが、夏休み期間が延びていますよね。ですから、先ほど言われた統合も含めてということですが、実際幼児が多いということを含めて、光熱費も4施設で大体年間約1,400万円かかっています。いろいろ統合の考え方も出てくるとは思いますが、磯分内、虹別も含めて、飛び込み台のある25メートルプールです。大体この25メートルの飛び込み台なんていうのは危険で、誰も利用者はほとんど使っていないと思います。ですから、大人が使う25メートルのプールよりも子供が使う水面積というのはかなり少ないので、レジャープールを含めた今後の在り方ですけれども、いろいろ考え方を持って、競技用のプールではなくてもいいと思います。その辺も含めて今後のプールの在り方、ぜひとも4地区、統合ではなくて残す方向で検討していただきたいと思います。再度お願いをいたします。教育長、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） おっしゃるとおりだと思います。建物の安全性もさることながら、やはり社会教育委員の建議書にもありましたとおり、管理人の担い手であるとかそういった部分も、子供の安全という面からしても、ここは何とか改善していかなければいけないものというふうに捉えております。私も実は利用者の一人で夜に行っているのですが、ほぼ会う人が1人、2人というところで、本当に町の中央のプールにおいても利用者は夜は少ないのだなというのを実感しているところです。

ただ、今後を考えるに、やはり健康増進という面からも、トレセンのジムも造ってみた

ら非常に好評だったという実態もありますので、そういった部分の可能性もあるのかなというふうに考えています。どういう形で残したら一番いいのか、これから議論していかなければいけないと思いますが、方向性は、思いは同じだと思っておりますので、また検討してまいりたいと思います。どうぞご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） そうですね。ありがとうございます。

安全性のほうも、町長、これは予算のことがありますから、ぜひとも確認していただきたいなと思っています。やる必要ないからと耐震の診断もやっていないですよ。ただ、やはりそういった意味でも本当に安全なのかなと考えると、構造上、本当に鉄骨が薄くなって倒れることがないのか、ボルトの結合部が本当に劣化していないのかということも含めて確認していただきたいし、あと施設利用者の形態に合わせたプールの新しい建設の計画も、ぜひとも考えていただきたい。財政的にもいろいろなこと、問題があるとは思いますが、80%以上が幼児、児童が使っていますから、猛暑対策を含めて子どもたちにしてみればとっても大事な施設だと思っておりますので、統合することなく進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、齊藤君の一般質問を終了いたします。

長尾君。

○8番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうは1件質問いたします。

仕事に必要な資格取得費用の一部補助をということで質問いたします。

現代社会では、仕事をする上で様々な資格を取得する必要があります。普通自動車免許をはじめ、職務によって様々な資格が必要とされております。

現在、標茶でも全国的な例に漏れず少子高齢化の影響下、人材不足が町内でも懸念されている状況であります。しかし、町内には資格が不足しているために思った仕事に就けない、あるいは職務上必要であるが、近年の資格取得費用の上昇で費用を捻出するのが難しく、業務に支障が出ているなど、町内の就労人口の妨げとなっていると考えております。

町内経済の振興を図るためにも、就労人口の維持は必須条件であると考えております。一部補助には一定の条件を含めたルールづくりも必要ですが、町民が働きやすい環境を整備するためにも資格取得費用の一部補助は必要と思っておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員の仕事に必要な資格取得費用の一部補助をとのお尋ねにお答えします。

本町におきましては、議員ご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化の影響などにより生産活動を支える15歳から64歳までの生産年齢人口は、令和6年度7月末現在3,511人で、

10年前の平成26年に比べて約23%の減となっており、様々な職種において、人材が足りない状況となっているものと理解しております。また、職業の選択においては、求職者の資格不足により希望する職種に就くことができない、企業においては従業員の新たな資格取得に係る費用の捻出が難しいといった課題があるものと思います。

現在、労働者や離職者、事業者向けとして利用できる制度といたしましては、ハローワークで実施している教育訓練給付や人材開発支援助成金、釧路地域通年雇用促進支援協議会で実施している季節労働者向けの資格取得支援事業、北海道で実施しているひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進給付金、社会福祉協議会で実施している介護福祉士等修学資金貸付事業など、各関係機関で実施されている助成制度がありますので、町としましては、まずこれらの制度を有効に活用していただきたいと考えておりますし、必要な方に必要な情報が伝わるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

今年度実施しました除雪事業者を対象としたアンケートでは、除雪に従事するオペレーターの大型運転免許や作業免許の取得に対する支援や助成制度を望む声も聞いておりますので、本町独自の支援政策の創設につきましては、先ほど申し上げた制度のほかにもどのような支援ができるのか、今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 今、町長の答弁で、これは私の解釈なのかもしれませんが、制度に関しては、前向きに検討していただけるのではないかと受け取っております。

ただ、今回このような質問に至った経緯というのがありまして、実は町内で若い人が、高校を卒業したりして就職するケースもあるかと思いますが、これは事業者さんから聞いた話なのですけれども、すぐ辞めてしまうと。すぐ辞めるということは、会社に入った時点で必要な資格、会社さんによっては会社の経費で資格を取ってもらって働いてもらうというケースもあるかと思うのですけれども、資格を取って1年もしないうちに辞めてしまうと。要は会社にとってみれば経費倒れだけでなく人材不足、そういったところでダブルパンチだと。

そういった意味では、仮にこういう、一部町で補助が出るのであれば、ルールづくりの中で制約を設けて、補助する代わりに最低5年は勤めてくださいと、5年いない場合は返還をお願いしますと。一種縛りのようなものにはなってしまうのですが、少なくとも1つの会社で働くという、そういう実績にはなるのではないかと思います。

辞める、辞めないは、これはあくまでも個人の自由ですけれども、最近、私もよく耳にするのがコスパ、タイパ、コストパフォーマンスだったりタイムパフォーマンスという言葉をよく聞くのですけれども、意味は何となく分かります。ただ、そういう話が出てくるというのは大抵若い世代なのだと思うと、私はもうそういう世代ではないと自覚しているのですけれども、若い人ほどそういうコストパフォーマンスみたいなものを意識してい

るのかと思います。ですから、割に合わないなと思ったらすぐ辞めてしまう、あるいは資格も必要ないと思えば取らない、そういった風潮につながっているのではないかと感じております。

また、先ほども言いましたように、ある会社さんではせっかく資格を取ってもらっても1年で辞めてしまう、そういったものももしかしたら若い世代の中にある私には理解できない感覚というものがあって、そういうことにつながってしまうのかと感じています。

そういったところで、標茶の人口、単純に減るというのではなくて、働く人がいなかったら町全体のやっぱり生産性が落ちるわけです。農業だったり土木建築、その他の介護、医療、全てにおいて、やはり働く人がいないと町の活気というのはどんどんなくなってしまいます。そういったところで、資格が必要であればみんなで応援しよう、そういう、昔はそれこそ自分で資格を取るのは当たり前だった時代というのが長く続いてきたわけですけれども、これだけ標茶町だけではなくて全国的に慢性的な人材不足を解消するに当たっては、やはりこれからは町が人を育てていく、そういった思いも必要かと感じております。

現在、町長の答弁の中でも人材不足というのが、平成26年から25%減っていると言っておりますけれども、これからの標茶のまちづくりにおいて、人材育成あるいは地域経済を支えていくためにどういうことをしていったらいいのかという手だての一つとして私は今回提案しております。そういった意味で、これからの標茶の経済を回していくためにどのようなことが必要なのか、町側の思いというか、方針というのをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今回、長尾議員のほうからは、やはり標茶の人口減少の状況を踏まえて、働く人たちの環境を少しでも改善するための施策の一つという形で提案があったかと思っています。町のほうでも育英資金の改正を前回の議会で提案させていただいたと思うのですが、あれについては、戻ってきて一定の期間働いていただければ償還を免除するというような形に大幅な分野まで広げて、前は医療とか一部の分野だけだったのですけれども、かなり幅広く修学資金の援助を行う形にしました。

今回も、まだこれからどういう形で組み立てたらいいのか分からないのですけれども、例えばどの分野からやっていったらいいとか、産業構造もしっかり考えながら、商工会や経済団体の意向も踏まえながら研究させていただきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○8番（長尾式宮君） 以上で質問を終わります。

最後に一言。実は私、今、消防議会のほうもやらせていただいているのですけれども、去年から釧路北部消防事務組合議会、こちらのほうで大型免許の取得、一部補助を出すこ

とになりました。その理由というのは、近年、車の免許を取るのもだんだん金額上がってきて、個人の負担が大きくなっていく、それがまず1つ。

あと、道内の事務組合を調べたところ、半数の団体がやはり何らかの形で補助を出しているということで、職員さんが資格を取りやすい環境を取るために大型免許の資格の一部補助をしております。どうか標茶町としても町民向けのそういった施策、検討してもらえようようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、長尾君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

標茶霊園内の環境整備をということで2点伺いたいと思います。

まず、1点目として、車椅子対応のバリアフリー型のトイレに改修すべきということで、霊園入り口に設置されているトイレは表示板も小さく、その建物がトイレであると認識しづらく、また、男女兼用で1個室であり、段差もあります。

そして、このたび、霊園内に設置された合葬墓の駐車スペースに車椅子マークが描かれました。体の不自由な方に対する配慮と思いますが、もしこの方々がトイレを使うとしたら、今のトイレは使用することができません。そこで、車椅子の方も使用できるバリアフリー型のトイレに改修すべきと思うが、町の考えを伺います。

2点目として、休憩できるあずまやを設置すべきということで、霊園内に休憩できるベンチがあれば助かるというお話を聞く機会がありました。

現在、私が確認したベンチは6基ありました。合葬墓横に1基、一番高い場所に1基、中間位置に4基あります。そのうちの中間位置にある4基については老朽化しており、そこに腰をかけるというのをためらうようなベンチでした。事故につながるおそれもあると思います。

そこで、最近暑い日も多くなってきていることも考え、日差しを遮り、暑さ対策にもなる休憩スペースとしてあずまやを設置すべきではと思うが、町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の標茶霊園内の環境整備をとのことのお尋ねにお答えいたします。

1点目の車椅子対応のバリアフリー型トイレに改修すべきとのことのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、標茶霊園入り口の左側に霊園のトイレを設置しておりますが、来園者からの不備、不便等の声は、これまで届いておりませんでした。

また、お盆やお彼岸においては、特に来園者が多くなるものと承知しておりますが、その時期においても特段ご意見、ご要望等もなく、また、トイレトーパー等の消耗品の使用状況を見ますと、霊園トイレ使用者はごく少数ではないかと推察しているところでございます。

バリアフリー型トイレ改修は利便性の向上につながるものと承知しておりますが、一定程度の費用がかかることが想定されますので、現状の使用状況において、改修するには至らないかと考えているところであります。ご理解をお願いします。

なお、トイレ表示については、より分かりやすく表示するよう検討し、対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目の休息できるあずまやを設置すべきとのお尋ねですが、令和5年第2回定例会においても同様の質問をいただいているところですが、その後、移動式の木製ベンチを設置し、利便性の向上を図ったところであります。

議員、ご指摘の中間位置にあるベンチは、全部で6基ありますが、座面の劣化が見られますので、改修を検討し、利用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。また、木製ベンチについては、数に余裕がありますので、全体的な数の不足があれば増設の対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

ご質問いただきましたバリアフリートイレ、あずまやの整備につきましては、利用頻度を考慮し現状においては再整備の考えまでは至っておりませんが、今後さらに実態を確認しながら、また、ご要望、ご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、トイレの利用頻度ということがありましたけれども、確かに利用されている回数は少ないと思います。それはなぜかということ、使用したくない現状があるというか、私も何回か行ってみるのですけれども、当然、水洗ではありません。そして、時期によっては、あそこにトイレットペーパーがもう詰まってしまっていて、それが落ちていってないという状況もありまして、そこで用を足すということは非常にやっぱり抵抗があるのではないかと。よって使用を控える人が多い。

何年か前に私もやはりお盆とかにお墓に行っているときに、来ている人の中でトイレと言って探している人がおりました。あそこにトイレがありますよということを教えたのですけれども、その人はトイレのドアを開けるとぱたんと閉めて、使えないということもあって、どうしたかということ、もう乗ってきた車に乗ってコンビニに走るという状況も目の当たりにしましたので、これは利用頻度が少ないという理由の一つは、やはりトイレが利用しづらい状況にあるということと、中に入って私も見てみましたが、トイレットペーパーが詰まって落ちていってないという状況があります。昔のように棒でつついて落とすというような形を取らないと落ちていかないという感じも見受けられました。やはり現状がそういうことだということ町側としても理解していただきたいと思っております。

やはりトイレというのは本当に、最初に櫻井議員も言っていましたけれども、人間の本能というか、そういうものを催したときというのは、そこが大事な場所なのです。なの

で、そこはやはりもう少しトイレに関しては、ちょっと考える度合いを上げていただきたいと思っておりますし、あそこは男女兼用で、私が議員になってすぐの頃だったと思うのだけれども、中の鍵も壊れていました。そのときは鍵を直してくださいと言って直していただいたことがあるのですけれども、やはり男女兼用で段差もあり、ましてやお墓まいりに来るとなるとお年寄りも来るということも考えられます。あの段差、たかが2段、3段と思うのですけれども、そこをやはり上がっていく行為、そして開けて入ったはいいけれども、それが使用できないような状況であった場合、非常にがっかりして帰る。それがやはり地元に戻ってきたときに、標茶の霊園に行ったときトイレ入れなかったということが絶対伝わっていくということも私もちょっと一瞬考えました。そういうこともあり、やはり今1つしかない個室であるものが本当に男女兼用ではなくて、少し改修をする方向で考えていっていただきたいと思っております。

2つ目のベンチなのですけれども、本当に真ん中にあった、私の確認した部分では4基がありましたけれども、本当にもう、かぺかぺといったらいいのですかね、コケが生えていますぐらいのベンチでした。当然、あそこは高いですからそこに腰かけると見晴らしがいいのです。多分それを見越してあそこにベンチをつけたのかと。でも、そこにたくさんあるのに座れないという状況のベンチであるというのは、そこは改修していただけたと言っていたかもしれませんが、やはり霊園内全体の中の環境整備ということも、もうちょっと考えていただきたいと思います。

そういうことで、1番目のトイレについては、もう少し考える範囲を上げていただけないかということで、町長どうでしょうか。

(何事か言う声あり)

○住民課長(村山新一君) 担当のほうからお答えしたいと思います。

霊園のトイレの部分につきましては、町長の答弁のとおりということではございますけれども、先ほど議員ご指摘のあった、トイレの詰まりで紙が流れないといった状況、担当のほうではそういったお声をいただいておりますので、正直そういった状況があったというのは認識しておりませんが、今後もそういった可能性は十分ありますので、そういった詰まりがないように点検なりするようなことはやっていきたいと、まず思っております。

また、使いにくいというか、きれい汚いというお話もありましたが、現状は清掃委託をしておりますので、回数にしてはちょっと少ないかもしれないですけれども、月2回程度巡視をして、汚れていれば掃除しているといった状況でご利用いただいているといったところはご理解いただきたいと思っております。

担当からは以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議長(菊地誠道君) 村山君。

○住民課長(村山新一君) 霊園内のベンチにつきましては、既存の移動できない設置さ

れているベンチは、霊園中段の部分に2基ずつの3か所で計6基ございます。その座面の部分についても担当のほうで確認させていただきまして、議員ご指摘のとおり、座面の劣化は当然、見られる状況に今ありますので、そこは座れるような、座るのをためらうようなことのないように整備を今後考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、答弁書の繰り返しになりますけれども、そのほか移動式のベンチについても昨年一部何か所か置いたのですが、足場の椅子自体がちょっと弱くてへこんでしまうような状況もあったのですが、今、現状2か所置いている部分については、足元の部分も強化して崩れないようなベンチを置いていますし、まだ数にも余裕が若干ありますので、その2か所にとどまらず、墓、ちょっと広いものですから、どこに置いたらいいのかと悩むところはあるのですが、そういった利用者の声も聞きながら増設したいところも考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） ベンチにおいては、まず4基についてはきれいに直していただけるということで、それはいいのですが、本当にトイレは今、男女兼用で1つという、1個室というのが私はやっぱり問題だと思います。本当に使われていないからという部分ではちょっと私は納得できない部分がありまして、今、ああいうトイレで1個室で男女兼用でというのは、やはりちょっと考え直すところに来ているのではないかと考えています。ですので、ここはやっぱりちょっと強く改修を求めたいと思っておりますけれども、再度お願いいたします。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

トイレについては、今現状については、できるだけ担当のほうで速やかに環境の整備については着手させて、皆さんが使えるようにすぐ対応したいと考えています。

ただ、これをすぐバリアフリー化という部分については、かなり金額もかかりますし、水洗も当然、考慮しなければならないということであれば、もっとお金がかかるのかなということも想定されます。もう少し検討の時間をいただきたいと思っておりますし、あと実はこの近くに、やすらぎ園の裏に駒ヶ丘の公園があるところにもありますので、もし何かあったときには、あそこはバリアフリーのトイレは設置されていますので、もし何かあったときにはそちらのご利用をとということも、ぜひ議員から関係者の人にもし会ったらお伝えしていただきながら、できるだけ早くこういった形がいいのか研究してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） ここは本当に声を大にして、力を入れて進めていただきたいと思っております。トイレというのは本当に大事なところなのです。あそこは本当に人間が一番

無防備になる状態の姿勢になる場所なのです。だから、そういうところにしっかりとお金をかけていただきたいと思っております。今回、ちょっと両方ともあまりいいお答えはいただけませんでしたけれども、これは引き続き課題として、また時間を空けて質問をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、通告している題名は特別養護老人ホームの介護職員の数は増員されたかということでお尋ねします。

特別養護老人ホームやすらぎ園は、本町老人福祉の拠点であり、介護施設でなくてはならない施設であります。

昭和49年からの開設で、現在、開設50周年を迎えたが、介護職員の数はその後増員されておりますか。

また、この施設の建て替えは、これからどのように検討しているかお伺いします。

近隣の町村では2階建てのユニットケア型施設が造られており、本町もこの新しいタイプの施設にすべきと考えますが、どうでしょうか。

ユニットケア型は介護職員の労働が楽になると思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 7番、黒沼議員の特別養護老人ホームの介護職員は増員されたかのお尋ねにお答えいたします。

1点目の介護職員は増員されたのかのお尋ねですが、令和6年9月1日現在の介護職員の人数につきましては、正規職員が20名、フルタイムの会計年度任用職員が9名、パートの会計年度任用職員が3名、合計で32名で、令和5年4月1日時点と比較すると全体で1名増員しております。正規の施設定員100名と短期入所12名を維持するためには、現時点ではフルタイム7名、パート3名の介護職員が不足している状況となっております。

2点目の施設の建て替えはどのように検討しているかのお尋ねですが、令和5年第4回定例町議会において、櫻井議員の質問にお答えしたとおり、施設整備に当たりましては、今後の将来人口や高齢者人口の推移を見極め、施設整備計画を含む施設の在り方を総合的に検討していかなければならないと考えており、具体的には補助率の優位な防衛省の防音対策事業の採択に向けて検討を進めているところであります。

3点目の近隣の町村では2階建てのユニットケア型施設が造られており、本町も新しいタイプの施設にすべきと考えるがどうかのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、特別養護老人ホームには利用者を10人以上のユニットに分け、プライバシーが守られる個室のユニット型と、4人で1部屋を使用する多床室の従来型があり、近年ではユニット型の施設が増えてきていることは私も承知をしております。

ユニット型と従来型では、施設の間取りや必要となる人員、利用料などで違いがあり、特に利用料については、ユニット型は従来型に比べて国の基準で4万円程度高くなるため、年金収入が少ない方については、入園が厳しくなることが想定されます。

また、第9期介護保険事業計画における実態調査の結果では、やすらぎ園の入居タイプの希望の問いに対し、多床室よりユニット型を希望する方が若干多かったものの、やすらぎ園に望むことの問いに対しては、3割以上の方が利用料が安いことと回答していることから、居室タイプにつきましては、多くの町民の皆さんが安心して入園することができる、将来的にも必要な介護職員を安定的に配置しやすい従来型の多床室タイプを現時点では考えております。

4点目のユニットケア型は介護職員の労働が楽になると思うが、この点はどうかのお尋ねですが、国の人員基準では従来型もユニット型も同じく利用者3人に対して介護職員を1人以上配置することが定められておりますが、実際にユニット型で運営していくためには、介護職員を各ユニットに配置し、ユニットごとに勤務シフトを組むこととなりますので、従来の多床室に比べると介護職員の必要人員は多くなることが想定されます。さらに、ユニットごとに常にユニットリーダーを配置する必要もあります。

勤務形態については、ユニットごとに配置された少人数グループの介護職員で早番、日勤、遅番、夜勤のシフトを組むこととなりますので、従来型の多床室に比べるとシフト、つまり労働はきつくなるものと考えられます。また、スタッフが急に休みになった場合、少人数でシフトを組んでいるため、決められた休日に勤務しなければならないことが多くなり、介護職員の負担感が増すことも想定されるということでもありますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） まず、定員がなかなか元に戻らないということで、私は今年の3月に質問して、その数からいうと1人増えたということで、1年以上たっても、相当募集をしたり勧誘したと思うのですが、なかなか目に見えて複数増えてくるような状況ではないと受け取りましたが、原因はどういうことが考えられるか、まずその原因があるのであれば述べていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、これは以前からもお話しさせていただいているかと思いますが、介護職の絶対数が少ないというのがまず一番の要因だと私も理解をしております。特に将来的にも計画的に新卒の介護職員が入ってくるのが一番理想的なのですがすけれども、釧路の養成専門学校、私、以前、就職担当の方とお話ししたことありますけれども、去年の話ですが、1学年、2年生が12名、1年生が11名ということで、もともと定員、募集人員40人の枠のところ、近々20人にすることを考えているというお話でありました。ちなみに学生さんはどこら辺

りに就職するのですかということをお聞きしたところ、以前は在学当時に実習とかで釧路市内の介護施設に行って、そのままそこに就職するパターンが多かったみたいなのですが、今は全然関係なくて、本当に札幌のほうに就職する方、そういった方も多いということで、本当この釧路管内で十何人の枠の新卒の方がそうやって大都市のほうに出ていってしまうということもありますので、なかなかこういった小さな町、地方のほうに介護職員の方が入ってこない、それが現状かと、そんなふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 実は私も去年の3月の質問をしてから自分で見学をして、あちこち勉強してまいりました。近隣の中では外国人の方をうまく教育して、その方もお辞めにならないで、施設の方とは大変明るくやっておられるというのを目の当たりにしてまいりました。それから、何といたってもこの老人介護の方々の待遇が私は低報酬だということで、これをやはり、300万円いかない現在の年間報酬をもう100万円程度上げるような方法を考えられないかと。

実際にやっている特養ホームを勉強してきましたので、もうちょっと園長、それから町長も皆さんも、よその老人施設は、介護職はお辞めにならないそうです。標茶は抜けたまま補充が利かない。私が申し上げるように、報酬が安いこととか、いよいよ若い卵、金の卵が見つけれないのだったら、今、外国人労働者も相当皆さん優秀な方が来られていますから、そういったことを考えられないか。

この2点について質問を再度お願いします。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

介護職員の処遇改善の部分については、国の制度でもございまして、法人中心の介護施設はそういった制度も活用しているというのは現実としてあるかなと思いますけれども、うちの場合は町立ですから、町の正規職員であれば一般職と同様の給料表、これを適用させていただいているということで、会計年度任用職員についても、ほかの職場の会計年度任用職員と同じような形の給料形態になっているというのが現状でございます。

それで、外国人技能実習生の関係ですけれども、現在、やすらぎ園のほうで人材確保対策・定着推進事業という事業を今年度から進めていまして、その中で外国人技能実習生の採用の部分についても、いろいろと人材紹介の会社とかからも情報をいただきながら研究はさせていただいております。それが、町職員、会計年度任用職員として任用できるかどうかといったことも含めながら現在検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 園長もいろいろ私以上に知識はあると私は思っていますが、標茶のやすらぎ園は町直営の事業ですよ。ここにやっぱり報酬が引き上げられない大きな原因があるということでございまして、町長のお話ではいつかの時点で新しい施設に建て替

えると、こういうお考えがあるようでありますから、私はこれから何年かかるか分からないけれども、その時点で直営をやめて新たな社会福祉法人のようなやり方で考えられないか、この点についても、これから理事者も私も一生懸命、この標茶の老人福祉については私自身が胸を痛めているわけですから、一生懸命ない知恵を絞って勉強してまいりますから、どうか園長はじめ、町長も私の考えが突拍子もないことではないとご理解いただいて、もう少し研究していただきたいと思います。最後に答弁いただけますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 特別養護老人ホームの運営方法については、議員ご承知のように直営とか、指定管理者で運営するとか、いろんな様々な形態があって、今、いろんなところで運営をしているのですけれども、最近になって特に人手不足の中で、民間に委託しているところが撤退をするという事例も逆に実は出てきています。それで結局また直営に戻して、上川とかあちらのほうだと思えるのですけれども、本当に人手不足がひどくて、特養について直営に戻す、あるいは病院関係でも入院患者を受け入れることができないということで無床の診療所に転換するとか、そういうことが起きているというのが現状です。

ただ、もう1つ、実はうちの町のいろんなものを直営で、今、運営している中で標茶町の財政が非常に結構厳しくなっている理由の中に、例えば特養を直営でやっていたり、町立病院も同じです。例えば育成牧場とか、そういったものをほかの町よりもたくさん持っているということが、実はうちの町の非常に財政的に不安定な要素を抱えているということも一方で言われています。ですから、これからいろんな形で研究を進めながら、やすらぎ園は老朽化していますので、いずれ施設は新しくしなければならないとは思っています。

ただ、その運営方法についても、またかなり究極の選択をしながら、腹を据えて将来の財政運営も見据えながら、しっかり結論を出していくということをしていかなければならないと考えておりますので、そういった中でも、議員の皆さんからも積極的な意見をいただきながら方向性を決めていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解いただければと思っています。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） この問題は大変大きな問題なので、こんな場所、こんな場所と言ったら悪いけれども、15分や20分で論じ尽くせる時間もないので、私は今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で7番、黒沼君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いましてご質問を申し上げます。

化学物質の過敏症に対する対応を求めていきたいと思いますが、化学物質過敏症とは、洗剤や柔軟剤や芳香剤などの日常生活で何げなく使用しているものに含まれる化学物質に接触することで、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感など多岐にわたる症状が現れる疾患で

す。軽度の人を含めれば日本では10人に1人が、何らかの化学物質による過敏症状があると言われております。町民の中にも化学物質過敏症で苦しみ、悩んでいる方がおられます。家庭では原因物質入りの商品を使用せず排除できますが、外出先や特に子供たちが学校や保育園で原因物質、化学物質入りのものを使用していると、子供と接触しても過敏症の症状が現れることがあるとも言われております。

化学物質過敏症対策を真剣に取り組んでいる自治体もあるとも聞いております。以前、学校給食共同調理場での合成洗剤の使用の中止を求めたことがありましたが、洗剤などの化学物質を使用している公共施設があると思いますが、町民の健康を守るために、公共施設、学校、保育園などでメンテナンス用のものも含めてどのような洗剤や柔軟剤、芳香剤などが使用されているのか調査をするべきと考えますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

さらに、化学物質過敏症対策として、町民に過敏症のパフレットの配布や情報提供などを行い、健康被害を引き起こすと言われていた不安材料を取り除き、町民の健康を守ることが大切と考えますが、いかがでしょうか。伺います。

学校給食共同調理場は、2022年以前は食器洗浄に合成洗剤の使用はせず、石けんを使用していたと承知しておりますが、現在新しくなった施設では石けんを使用していますか。その点も伺います。

普通に売られている日用品を使用することで引き起こされるイノセント・ポリューション（悪意なき汚染）、香害、これは香りの害です。香害や化学物質過敏症を知ることで地域の環境汚染が見えてくるのではないのでしょうか。本町の緑豊かな自然を守るためにも、環境を守るためにもぜひ情報提供するべきと考えますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の化学物質過敏症に対する対応をのお尋ねにお答えいたします。

化学物質過敏症につきましては、かなり多量の化学物質に接触した後または微量な化学物質に持続的に接触した後に、同じ化学物質に再接触した際に出てくる不快な症状と定義されており、症状としては、議員ご指摘のとおり、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感などの症状が現れると言われております。

1点目の公共施設、学校、保育園などでどのような洗剤、芳香剤などが使用されているか調査すべきと考えますがいかがでしょうか伺いますとのお尋ねですが、公共施設全般では標茶町公共施設等総合管理計画において、町有施設の安全確保の実施指針として、アスベストなどの重要な有害物質について危険性が認められた施設については、安全確保を実施することにしておりますが、施設運用で使用される物品については、特段の定めはしておりません。

ご質問の化学物質過敏症の対処法としては、化学物質を避けることとされていることから、町有施設では香りつき洗剤、柔軟剤、芳香剤や消臭剤などの使用をできるだけ控える

ことや、無香料のものを使用するなどの周知を図ってまいりたいと考えております。そのため、どのような洗剤、芳香剤などが使用されているか調査を行う考えは現時点ではございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

2点目の町民に対する情報提供を行ってはどうか伺ひますとのお尋ねですが、今後、広報しべちゃや町ホームページにおいて、情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願ひます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

学校でどのような洗剤、芳香剤などが使用されているか調査すべきと考えますが、いかがでしょうかとお尋ねですが、町長答弁のとおりと考えております。

次に、学校給食共同調理場では、2022年以前は食器の洗浄に合成洗剤を使用していなかったと承知してはいますが、現在はどうかとお尋ねですが、議員ご案内のとおり、2022年以前は動植物油脂を原料とした香料など無添加の粉石けんを使用して職員が食器を手洗いしてはいましたが、施設の改築に合わせて自動洗浄機を導入し、メーカーが指定している自動洗浄機専用の合成洗剤を使用しております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） まず、教育長に伺ひます。メーカー指定の洗剤を使っているというふうにお答えになりましたけれども、それが、メーカー指定のは合成洗剤なのですか。私は過去の議会において、合成洗剤にはやっぱり不安材料があるのだということで、この場において、合成洗剤は中止をして石けんに切り替えなさいと言われてずっと合成洗剤を使わないでいたと先ほども述べましたが、思っておりましたが、今回、新しい機械になってメーカーさんの指定という、自動食器洗い機にも石けんを使える機種もあるのです。だから、その辺をむしろ私、今になって失敗したと思うのは、導入するときそういう機種を入れてほしいと言えよよかったと、今、この場において失敗したと思ひますが、今、使っているそれはやっぱり合成洗剤なのですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 細かい補足、担当からするかもしれませんが、教育長ということですので、私がお答えします。

今、お答えしたとおり、今回導入した自動洗浄機は専用の合成洗剤を使うということになっております。これについては、やはりメーカー指定でなければ、例えば保証の対象から外れるであるとか、あるいは家庭の自動洗浄機も恐らくそのような形が多いのではないかと、うちはそうなのですけれども、そのような形でメーカーから指定されているという状況ですので、ご理解賜りたいと思ひます。

ただ、ちなみに自動洗浄機ですけれども、ほぼ職員が手に触れないまま皿については、

全部洗浄が完了するという状況ですので、職員に関してはそういう健康被害はこの洗浄機についてはないとは思っておりますが、そんな状況であります。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） メーカーさんに確認していただきたいのですが、今の洗浄機で石けんを、液体もあります、粉もあります、使えないのかどうかを確認していただきたいなと思いますし、職員が手に触れないということなのですが、石けんや洗剤の残留、恐らく毎年かな、何年かに一遍は食器の残留洗剤のテストをしていると思うのですが、その辺メーカーさんにぜひ確認をしていただきたいと思うのですが、まずはいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えします。

今回、議員よりご提案、ご質問いただきまして、メーカーのほうに確認しております。そうしたところ、回答としましては、専用の洗剤以外でも使えないことはないということなのですが、専用の洗剤でないと洗浄力、これを担保できないということと、あと今、教育長からもありましたが、故障した場合の保証等、そちらのほうもちょっと問題があるということでの回答をいただいております。

学校給食法の第9条のほうで学校給食衛生管理基準というのがございまして、そちらのほうで食器類使用後、でんぷんや脂肪等が残留しないよう、確実に洗浄するという基準が規定されておりますことから、現状ではメーカー推奨のこの洗浄を基本に考えていきたいなと思っておりますのでございまして、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 理解は正直言ってできません。石けんのほうが洗浄力はあるのです。それはもういろんなテストをした結果において、消費者協会の中でもはっきりと示されておりますけれども、ここであまり議論するつもりはありません。

ただ、故障した場合のことはメーカーさんが必ず言いますから、その辺も含めて私はやっぱり石けんを使っていたきたいということを、導入を示されたときに言えばよかったと、この場において後悔はしていますけれども、ぜひご検討、メーカーさんにもう一度聞いていただきたいと思います。

それで、過敏症の関係です。

先ほど管理計画の中で安全云々とお話しされましたけれども、アスベストとは全く違いますよね。そういう意味からすると、調査はしないということでこれはやむを得ないと思うのですが、私は、まずは町職員の方々にもっとしっかりと意識を持っていただきたいのです。そのことによって、職員がきちんと意識を持っていたならば当然、消耗品ですからそういうものを購入するときにも意識を持ちながら多分購入してくださるのだらうと思うのです。特にこれは、過敏症に関しては、数年前に大きく全国中で取り上げられました。本町にそういう方がいないのかと思いましたが、やっぱりいらっしゃるのです。接触は避けられないのです。

そういう意味からすると、もっと職員に対しても、あるいは町民に対しても、本当に過敏症の要因は何なのかということも含めて情報提供をしっかりとしていただきたいと思うのです。消費者の選択ですから、決して使うとか買うとかということを私は申しません。でも、結果として使用してみたらその方が、あるいは自分が過敏症になってしまうという、そういうことがあるのです。そのことが健康被害となるということで、とっても苦痛な思いをされている方がいらっしゃいます。私自身も過敏症ではないのですが、合成洗剤を使った方とすれ違うだけで正直言って胸悪くなります。その人その人の体質にもよるのです。選択の自由ですが……

(「香害」の声あり)

○4番(鈴木裕美君) 香害。本当に公害なのです。ですから、このことがやはり本町の売り物として、環境を守るためにこういう取組もしているのだというふうな大きなフレーズになるのではないかと私は思っておりますので、ぜひ情報提供というものをしっかりとしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思えます。

議員、ご指摘の化学物質過敏症につきましては、やはり苦しめられている方がいらっしゃるのではないかと私どもでも考えているところでございます。

調査の部分でございますけれども、先ほど町長の答弁の中でもありましたが、調査する以前にもう町有施設では、香りつきの洗剤、柔軟剤、芳香剤、消臭剤の使用はできるだけ控える、できるだけ無香料のものを使用するというようなことで施設管理者、町職員に向けて周知をさせていただきたいと考えております。したがって、調査してから周知をするのではなく、あらかじめ周知を先にさせていただきたいと考えておりますので、そういう意味で調査は考えていないということですので、ご理解をいただきたいと思います。

また、住民の皆様に対する情報提供ですけれども、やはり必要になってくると考えておりますので、町長の答弁の中にもございました、広報しべちゃ、それから町のホームページにおいても適切な形で住民の皆様にお知らせをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) 理解はいたしました。この被害の会があるのです。そうすると、偶然にも私、通告してから、帯広の市役所ロビーでこのパネル展を1週間するというのを知りました。私は見学に行ってきたと思うのですけれども、ぜひ情報提供をしっかりとさせていただいて、まずはやっぱり町職員が大事だと思いますので、調査は別にしても、周知あるいは情報提供をしっかりとしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長(菊地誠道君) 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第45号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第45号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、9番・松下君、12番・菊地の退席を求めます。

休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時09分

○副議長（類瀬光信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第45号の提案主旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和6年度の被表彰者を別紙のとおり決定いたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

本年度の被表彰者は在住功労者83名、勤続表彰5名の方が文化の日でもある11月3日に表彰しようというものでございます。

なお、8月9日開催の標茶町表彰審査会で審査をいただいておりますことを報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書1ページご覧ください。

議案第45号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和6年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求める。

次ページにまいります。

最初に1功労表彰の（ア）在住功労の被表彰者についてご説明させていただきます。地区名、氏名、年齢、事績の順に説明いたします。また、地区名につきましては、従前から地域の方々から理解され、使用されています区域の地区名で表示してありますことをご理解願いたいと思います。

（以下、議案朗読のため、記載については省略）

以上の方々を表彰しようというものでございます。

以上で議案第45号の提案主旨並びに内容の説明を終わります。

○副議長（類瀬光信君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（類瀬光信君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（類瀬光信君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり同意してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（類瀬光信君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第45号は議案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第46号

○議長（菊地誠道君） 日程8。議案第46号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第46号の提案主旨について説明いたします。

本案は令和6年7月9日に発生した自動車事故でございます。交差点を左折する際、車体をガードレールに接触させたものです。

令和6年8月9日付で道路管理者であります、北海道開発局長から道路法第22条第1項の規定に基づく工事施工命令がありましたので、損害賠償額について議決を求めるものであります。

なお、安全運転についてより一層の徹底を図り、再発の防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の11ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

議案第46号 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決を求める。

1 損害賠償額、374,000円、2 相手方、札幌市北区北8条西2丁目、北海道開発局局長坂場武彦です。

資料にまいります。

令和6年7月9日午前10時頃、道道厚岸標茶線と国道272号の交差点を釧路方向に左折する際、車体左後方をガードレールに接触し、ガードレール及び車体を損傷したものです。

過失割合については、町100%、相手方は0%ということになります。

以上で報告第46号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、この図だけで見ると、その車体ってとんでもなく長い車体だったのでしょうか。内回りをしたときにという感じでぶつかったものなのでしょうか。それとも、単に内回りをしすぎて、この車体の後方がぶつかったということなのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 車両は行事バスの車両でございまして、対向車が止まっているところに気を取られて左側を擦ってしまったということです。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第46号は原案可決されました。

◎議案第47号

○議長（菊地誠道君） 日程 9。議案第47号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第47号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の12ページと、議案説明資料の2ページをご覧ください。

議案第47号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、標茶中茶安別線 道路改良舗装工事、2 契約金額、1億7,820万円、3 契約の方法、指名競争入札、4 契約の相手方、丸栄・明盛特定建設工事共同企業、代表者、川上郡標茶町桜8丁目2番地、株式会社丸栄組、代表取締役 氣仙英二。構成員、川上郡標茶町旭2丁目9番12号、明盛建設株式会社、代表取締役 尾崎幸太です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長560メートル、排水構造物工、縁石工、標識工、道路附属施設工一式、舗装延長560メートルです。

工事場所は中茶安別です。

指名業者は、丸栄・明盛特定建設工事共同企業体、株式会社住友建設、株式会社後藤組、株式会社藤原組の4社で、入札執行日は令和6年8月23日で竣工予定日は令和7年9月30日です。新規・継続の別は継続です。備考の欄ですが、予定価格は1億8,291万9,000円です。

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって議案第47号は原案可決されました。

◎議案第48号

○議長(菊地誠道君) 日程10。議案第48号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長(村山新一君)(登壇) 議案第48号北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、広域連合規約の一部を変更する必要が生じたものでございます。

これら規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、関係市町村の協議が必要であり、よって規約の一部変更について議会の議決を求めるため、提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

また、議案説明資料3ページは新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案第48号北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について

北海道後期高齢者医療広域連合規約を改正することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページにまいります。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月1日市町村第1969号指令)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1(第4条関係)を削り、別表第2(第19条関係)を別表とする。

附則といたしまして、第1項、この規約は地方自治法(昭和22年法律第67条)第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するというものでございます。

以上で議案第48号の提案主旨の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（菊地誠道君） 起立多数であります。
よって議案第48号は原案可決されました。

◎議案第49号

- 議長（菊地誠道君） 日程11。議案第49号を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
税務課長・石黒君。

- 税務課長（石黒敬一郎君）（登壇） 議案第49号の提案主旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令がそれぞれ交付されたことに伴い、令和6年度分以後の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案するものでございます。

改正内容につきましては、公益信託制度の見直しによる公益信託に関する法律の改正に伴い、所得税法の規定の見直しに伴う寄付金税額控除の適用範囲の規定の範囲の整備、条例に引用している私立学校法の改正に伴う条例の改正などであります。

議案書15ページをご覧ください。

議案第49号標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例

議案第49号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。
次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料9ページ、議案第49号資料②をご覧ください。

議案第49号資料②

区分、町民税、改正項目「1. 寄附金税額控除」で、関係条項は、条例第33条の7第1項、改正内容は、関係法令改正による既定の整理で、公益信託制度の見直しによる公益信託に関する法律の改正に伴い、所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備をするもので、第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「または金銭」を削り、同号りを次のように改める。

り、所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で、施行につきましては、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日とし、適用は、所得税法の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第2号に掲げる規定による改正後の標茶町税条例第33条の7第1項（第1号りに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1項の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とするものです。

区分、固定資産税、改正項目「2. 固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」で、関係条項は条例第55条、改正内容は、関係法令改正による既定の整理で、改正項目1と同様の理由により、条例に引用している私立学校法の改正に伴い、項の移動等をするもので、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改めるものです。

施行につきましては、令和7年4月1日とするものです。

次のページにまいります。

区分、町民税、改正項目「3. 公益法人等に係る町民税の課税の特例」で、関係条項は、条例附則第4条の2、改正内容は、関係法令改正による既定の整理で、改正項目1と同様の理由により、課税標準の計算（みなし課税）を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除し、附則第4条の2を削るものです。施行につきましては、改正項目1と同じです。

区分、町民税、改正項目「4. 別表第1」で、関係条項は、別表第1、改正内容は、関係法令改正による既定の整理で、改正項目1と同様の理由により、所得税法の規定の見直

しに伴う規定の整備をするもので、別表第1中「金銭」を「寄附金」に改めるものです。施行につきましては、改正項目1と同じです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第49号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後3時40分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 3 番 本 多 耕 平

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

令和6年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第50号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第51号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第52号 令和6年度標茶町一般会計補正予算
議案第53号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第54号 令和6年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 4 認定第 1号 令和5年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 令和5年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 令和5年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 5 議案第55号 教育委員会委員の任命について
- 第 6 意見書案第8号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第 7 意見書案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 8 意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第10 議員派遣について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |

7番 黒 沼 俊 幸 君	8番 長 尾 式 宮 君
9番 松 下 哲 也 君	10番 渡 邊 定 之 君
11番 類 瀬 光 信 君	12番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員 12 名であります。

(午前 10 時 00 分開会)

◎議案第 50 号

- 議長(菊地誠道君) 日程第 1。議案第 50 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

- 住民課長(村山新一君)(登壇) 議案第 50 号「標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴う改正であり、内容としましては国民健康保険法に基づく罰則を規定しておりますが、改正法により、被保険者証の返還に応じないものに対する 10 万円以下の過料の規定が削られることとなったため、所要の改正を行うものであります。

なお、本案につきましては、8 月 22 日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申を頂いていることを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の 18 ページ、及び議案説明資料 11 ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第 50 号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例(昭和 34 年標茶町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同上第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を、「又は虚偽の届出をした」に改める。

附則といたしまして、「(施行期日) 第 1 項 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。(経過措置) 第 2 項 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で議案第50号の提案及び説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 聞こえづらかったのですが、被保険者証の返還に応じない者についての罰則の規定ですが、これは1年間は猶予期間があるということでしたよね。もうちょっと詳しく、どういう時に罰則されるのかお願いします。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

10万円以下の罰則が適用されることにつきましては、保険税の納付の滞納がある場合ですとか、そういった場合で随所行われることがあると思いますが、それにも応じない方で保険証を引き続き持っている方については、返還を命じることができるといったところで、それに応じない場合についてはそういう規定があるといったこととございます。

令和6年12月2日より、新たな被保険者証が発行されなくなりますので、12月2日以降については保険者証がない状態ですので、返還を求められないといったところで今回削除させていただいたところです。

なお、附則の部分で、標茶で言いますと、来年の7月31日までの有効期限の被保険者証はそれも使えるのですが、それについて同様に保険税を滞納していて応じないといったところには従前どおりの罰則規定が適用されるといった内容になってございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） いまいちちょっとわからないのですが、滞納者が12月2日以降、保険証を返還しない場合にのみ罰則ということですが、今までもこのような形で罰則ってあったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

罰則規定自体はあったということで、繰り返しになりますけれども、来年の7月31日までにについては、引き続き今の保険証に対しての返還に応じない場合については罰則があるとあったところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 最後ですけども、これ滞納してない場合はそのまま1年間使え

るということになるのかなと思うのですが、私、前の議会の時にこの手の質問をしたことがあります。どうなのかと聞いたら、標茶の場合は特に申請をしなくてもちゃんと予定通り保険証を送りますので大丈夫です、という答弁を得ていたと思うのですよね。それは変わらないですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

被保険者証自体は12月2日で廃止ということになりますので、本町の国民健康保険証の被保険者証については、有効期限で言いますと来年の7月31日までとなります。

それで12月2日以降、保険証の新規発行はできませんので、それに代わるものが資格確認証というものになります。それは被保険者証とは別の位置づけになりますので、資格確認証については12月2日以降に発行されますし、来年7月31日以降についても資格確認証といった形で申請によらず各被保険者の方に送られる形になっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 資格確認証は期限があるのでしょうか、マイナンバーカードをずっと作らない人もいるかもしれませんが、その期限があるかどうか伺っておきたい。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

資格確認証の期限については、今のところはっきりとしたことは国の方は決められておりませんので、確定したものはございませんが、通知等見込みの部分で言いますと、およそ1年間、現在の保険証と同じように1年間の有効期限でというような考え方になっておりますので、おそらくはそういった形になるのかと思われまます。そういったことをご理解願います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって議案第 50 号は原案可決されました。

◎報告第 51 号

○議長(菊地誠道君) 日程第 2。報告第 51 号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君)(登壇) 報告第 51 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、並びに水道法施行令第五条第一項第八号及び第七条第一項第四号の規定に基づき、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」が本年 6 年 3 月 29 日、厚生労働省令第 65 号で定められました。

これにより、関係する水道法施行規則が改正し、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、引用する文言を改正する必要が生じ、一部は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされましたので、改正につきまして、ご提案するものでございます。

以下内容について、ご説明いたします。

議案書 20 ページ、また、議案説明資料 12 ページ、13 ページが新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧ください。

議案第 51 号 標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町水道事業給水条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業給水条例(平成 10 年標茶町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 38 条の改正につきましては、第 2 号は、現行法文と文言の引用を統一した改正となっており、第 6 号の改正は、文言中、6 箇月、1 年以上の改正がなされ、同条分中第 1 号及び第 2 号に統合したことで、同号が不要となったことによる改正であります。

条文へまいります。

第 38 条第 2 号中「土木工学科」を「機械工学科若しくは電気工学科」に、「及び」を「若しくは」に改め、「以外の学科目」を削り、同上第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

続きまして第 39 条の改正ですが、引用する名称の変更に伴う改正でございます。
条文へまいります。

第 39 条第 5 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1
日から施行する。

以上で、議案第 51 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 51 号は原案可決されました。

◎議案第 52 号ないし議案第 54 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 3。議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 54 号を一括議題
といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 54 号の提
案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第 52 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算第 4 号であります。

道路、町有施設等整備、地域間交流事業等に資するため、歳入歳出それぞれ 1 億 3,952
万 5,000 円を追加し、総額を 117 億 8,485 万 1,000 円としたいというものでございま
す。

歳出の主なものを申し上げますと、道路維持費 6,490 万円、防雪柵設置等の委託費

1,506万2,000円、林業DX推進事業費310万円、移住応援給付金事業510万円、引退乗用馬飼養環境整備支援補助金として650万円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和6年度標茶町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第4号）は、次の定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,952万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億8,485万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的は、6臨時財政対策債、補正前の限度額3,500万円から2,284万2,000円を減額し、補正後の減額を1,215万8,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

合計では、補正前の限度額7億5,410万円から2,284万2,000円を減額し、限度額を7億3,125万8,000円とするものでございます。

15ページをお開き願います。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億5,410万円から補正額2,284万2,000円を減額し、補正後の額7億3,125万8,000円とするものでございます。当該年度末現在高見込につきましては、補正前の額129億4,945万8,000円から補正額2,284万2,000円を減額し、補正後の額を129億2,661万6,000円とするものです。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生）（登壇） 議案第 53 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号でありまして、保険事業勘定において、令和 5 年度実績に基づく介護給付費負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業交付金等の清算に伴う返還金及び基金積立金を計上させていただき、歳入歳出それぞれ 7,089 万 1,000 円を増額し、総額を 9 億 2,957 万 2,000 円とするものでございます。

なお、財源につきましては、基金繰入金の減額、繰越金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,089 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2,957 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 53 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第 54 号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 1 号）で、収益的収入及び支出、それぞれ 137 万円を追加し、収益的収入及び支出の総額を 13 億 3,358 万 5,000 円にしたというものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入に 435 万 6,000 円を追加し、総額を 1 億 1,968 万 6,000 円に、支出に 871 万 2,000 円を追加し、総額を 1 億 9,588 万 9,000 円にしたというものであります。

収益的収入及び支出の補正の主なものは、収入では、「その他医業収益」で 203 万 9,000

円の追加、他会計補助金で 97 万 5,000 円の減額、その他医業外収益で 30 万 6,000 円の追加です。

支出では、窓サッシの修繕料で 137 万円を追加補正するものです。

資本的収入及び支出の補正の主なものは、婦人科で使用する超音波画像診断装置の更新に係る経費で 616 万円、内視鏡用ダイコム（D I C O M）コンバーターの更新に係る経費で 255 万 2,000 円を、それぞれ追加補正をするものです。

なお、収入については、一般会計からの出資金 435 万 6,000 円を追加し、収支を整えるものであります。

以下、内容につきまして予算書 1 ページからご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和 6 年度 標茶町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度標茶町病院事業会計予算、以下「予算」という、第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、補正予定量 871 万 2,000 円を追加し 6,366 万 8,000 円にするものです。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、病院事業収益、補正予定額 137 万円を追加し、13 億 3,358 万 5,000 円に。第 1 項、医業収益、補正予定額 203 万 9,000 円を追加し、7 億 1,980 万 2,000 円に。第 2 項、医業外収益、補正予定額 66 万 9,000 円を減額し、6 億 1,378 万 3,000 円に。支出、第 1 款、病院事業費用、補正予定額 137 万円を追加し、13 億 3,358 万 5,000 円に。第 1 項、医業費用、補正予定額 137 万円を追加し、13 億 3,358 万 5,000 円にするものです。

次ページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「7,803 万 1,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 7,803 万 1,000 円」を「8,238 万 7,000 円は、減債積立金 50 万 9,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 8,187 万 8,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、資本的収入、補正予定額 435 万 6,000 円を追加し、1 億 1,968 万 6,000 円に。

第 1 項、出資金、補正予定額 435 万 6,000 円を追加し、1 億 1,968 万 6,000 円に。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額 871 万 2,000 円を追加し、1 億 9,588 万 9,000 円に。

第1項、建設改良費、補正予定額 871 万 2,000 円を追加し、9,017 万 8,000 円にするものです。

(他会計からの繰入金)

第5条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額 97 万 5,000 円を減額し、2 億 842 万円に。

(4) 施設設備費負担、補正予定額 435 万 6,000 円を追加し、4,508 万 9,000 円に。

合計補正予定額 338 万 1,000 円を追加し、9 億 1,401 万 7,000 円とするものです。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

8 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に3ページ及び4ページですが、こちらは補正予算実施計画となりますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

なお、本案につきましては8月22日開催の第1回標茶町立病院運営委員会におきまして、承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で議案第54号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「議案第52号、議案第53号、議案第54号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く11名で構成する「議案第52号、議案第53号、議案第54号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午後12時12分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託をし、閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議案第55号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第55号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第55号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員 若月由美（わかつき ゆみ）さんは、現在3期目、令和6年9月30日で任期満了となります。教育行政に保護者などの声を反映するため、教育委員には未成年の子供の親などの保護者の委員を任命することが法律で義務付けられていることもあり、このたび新しい方を選任したいので、提案するものであります。

議案第55号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町字虹別465番地6、氏名は山本愛由美（やまもと あゆみ）、生年月日は昭和61年5月5日であります。職業は酪農業であります。

山本氏の経歴につきましては、議案説明資料により、説明を省略させていただきますが、子育ての現役として教育への関心も高く、また、これまでPTA活動にも熱心に取り組まれており、周囲からの信頼も厚く、教育委員会委員として、最適任者と判断し提案申し上げます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案第55号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせて頂きます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
お諮りいたします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
本案は起立により採決いたします。
本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（菊地誠道君） 起立全員であります。
よって、議案第 55 号は原案同意されました。

◎意見書案第 8 号

- 議長（菊地誠道君） 日程第 6。意見書案第 8 号を議題といたします。
お諮りいたします。
議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第 40 項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第 8 号を採決いたします。
意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。
意見書案第 8 号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第9号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長(菊地誠道君) 日程第10。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま、議案第52号、議案第53号、議案第54号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第52号ないし議案第54号

○議長(菊地誠道君) 議案第52号、議案第53号、議案第54号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第52号、議案第53号、議案第54号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和6年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後12時16分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 3 番 本 多 耕 平

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美

署名議員 5 番 鴻 池 智 子